

『陔餘叢考』 訓譯卷六

中 林 史 朗

今回は、小川先生の退休記念號でもあり、昨年に引き續き、卷六全編（從一至九）を登載させて頂く事とした。

あつと言う間の一年、月日の經つの何と早きことか、西方淨土が近くなるにつれ、時の早さを痛感する今日この頃である。筆者の愚にも付かぬ嘆きとは裏腹に、若い學生諸君の研鑽には、ただただ頭の下がる思いを彊くする。

この卷六を膽當された諸氏は、飯田智子（本學研究補助員）・大湯健兒（元・學部四年）・河井義樹（元・博士二年）・桑瀬明子（本學非常勤講師）・齋藤昭敏（元・修士二年）・關清孝（博士三年）の六人（五十音順）である。但し、本人の希望に因り飯田氏担当「3宗齋梁陳魏周隋諸史及南北史書法各不同」は次号に掲載することとする。

平成十六年秋季

【原文】

1 三國志

陳壽三國志雖稱善敘事有良史才然亦有舛誤魏武紀建安元年汝南潁川黃巾何儀劉辟黃邵何曼等衆各數萬人太祖進軍討破之斬辟邵等「于禁傳同」儀及其衆皆降是劉辟已授首矣乃五年又有汝南降賊劉辟等畔應袁紹略許下此一篇之中前後相戾者也蜀後主傳延熙十六年大將軍費禕爲魏降人郭循所殺「費禕傳同」而魏齊王芳紀及蜀張魏傳俱作郭修「孫盛魏氏春秋亦作修」關壯繆傳將軍傅士仁使人迎權而吳主傳及呂蒙傳俱作士仁「楊戲季漢輔臣贊亦同」此一人之姓名彼此互異者也魏武紀建安十三年冬孫權爲劉備攻合肥公自江陵征備遣張熹救合肥權乃走公至赤壁與備戰不利於是引軍還是救合肥在先而赤壁之戰在後也而孫權傳是歲命周瑜程普與劉備俱進遇曹公於赤壁大破曹軍曹公遂北還留曹仁等守江陵襄陽權自率衆圍合肥踰月不能下曹公遣張喜來救權退則又赤壁之戰在先而合肥之圍在後矣歷考諸將傳先赤壁後合肥是吳志爲是乃壽一手所撰何以舛誤若此呂蒙傳權與蒙論取徐州蒙對曰今操遠在河北新破諸袁撫集幽冀未暇東顧徐土守兵聞不足言往自可克然地勢陸通驍騎所騁操必來爭不如取羽全據長江形勢益張操操破諸袁在建安九年十年間至關壯繆鎮荊州則在十八年是時

操定幽冀已久安得尚有新破諸袁未暇東顧之語此更不待辨而

見其牴牾者也漢高祖母於起兵時死於小黃高祖即位之五年追

謚爲昭靈夫人至呂后七年又尊爲昭靈皇后事見漢書則皇后之

稱乃呂后所加也而蜀志甘后傳云高皇帝追尊太上昭靈夫人皇

后則又以皇后爲高祖所追尊矣又於魏晉事多所廻護高貴鄉公

之被弑也但云五月己丑高貴鄉公卒年二十而賈充奉司馬昭旨

使成濟刺帝之事略無一字雖壽仕晉不得不爲本朝諱然齊王芳

之廢先敘司馬景王將謀廢帝以聞於皇太后則高貴鄉公之被弑

亦何妨略見端倪乃但書卒之月日使無裴世期引漢晉春秋及世

語以註之竟似考終寢殿者矣然猶曰爲本朝諱也若魏郭后之死

由於明帝之追怨其譖殺己母甄后故逼殺之令被髮覆面以殯如

甄后故事又華歆奉曹操令勒兵入帝宮收伏后后匿複壁中歆發

壁牽后出弑之此皆魏朝舊事亦復何所忌諱乃於郭后傳但云青

龍三年后崩於許昌絕不及被逼之事而華歆傳亦無一語及弑后

遂使暴崩者同於考終行弑者泯其逆節所謂善敘事者安在耶使

作史者凡有忌諱皆不書必待後人之追註則安用作史耶至裴松

之註三國號稱詳覈其進書表云奉旨尋詳務在周悉宋書并記文

帝閱其書曰此可爲不朽矣然鍾繇書法妙絕古今本傳不載註中

自應補入而裴註不及一字華歆從逆姦臣管幼安視之殆猶糞土

則其先割席捉金之事亦應附載以見兩人品識之相懸本傳既遺

而註亦並不及則世期之脫漏亦多矣

【書き下し】

三國志

陳壽の三國志は、「敘事に善れ、良史の才有り」と稱せらるると雖も、然れども亦た舛誤有り。魏の武紀に「建安元年、汝南・潁川の黃巾の何儀・劉辟・黃邵・何曼等の衆各、數萬人。太祖軍を進めて之を討破し、辟・邵等を斬り「于禁傳同じ」、儀及び其の衆皆降る」と。是れ劉辟已に首を授く。乃るに五年に又「汝南の降賊劉辟等、畔きて袁紹に應じ許下を略す」こと有り。此れ一篇の中、前後相ひ戻る者なり。蜀の後主傳に「延熙十六年、大將軍費禕、魏の降人郭循の殺す所と爲る」と「費禕傳同じ」。而るに魏の齊王芳紀、及び蜀の張魏傳は俱に「郭修」に作る「孫盛の魏氏春秋も亦た「修」に作る」。關壯繆傳に「將軍傳士仁 人をして權を迎へしむ」と。而るに吳主傳及び呂蒙傳は俱に「士仁」に作る「楊戲の季漢輔臣贊も亦た同じ」。此れ一人の姓名、彼此互ひに異なる者なり。魏の武紀に「建安十三年冬、孫權 劉備の爲に合肥を攻む。公江陵より備を征す。張憲を遣して合肥を救はしむ。權乃ち走ぐ。

公赤壁に至り、備と戦ふも利あらず。是に於て軍を引き
て還る」と。是れ合肥を救ふは先に在りて、赤壁の戦は後
に在るなり。而るに孫權傳は是の歳、「周瑜・程普に命じ
て劉備と俱に進み、曹公に赤壁に遇ひ、曹軍を大破す。曹
公遂に北還し、曹仁等を留めて江陵・襄陽を守らしむ。
權は自ら衆を率ゐて合肥を圍み、月を踰ゆるも下すこと能
はず。曹公張喜を遣はして來り救はしむ。權退く」と。
則ち又赤壁の戦は先に在りて、合肥の圍まるるは後に在り。
諸將の傳を歴考するに、赤壁を先とし合肥を後とせば、是
れ吳志を是と爲す。乃ち壽一手の撰する所なるに、何を以
て舛誤すること此の若きか。呂蒙傳に「權と蒙と徐州を取
るを論ず。蒙對へて曰く、『今操は遠く河北に在り。新
たに諸袁を破り、幽・冀を撫集し、未だ東顧するに暇あら
ず。徐土の守兵は、言ふに足らずと聞く。往けば自ら克つ
可し。然れども地勢陸通は驍騎の騁せる所なれば、操は必
ず來りて争はん。羽を取り、長江に全據し、形勢益々張る
に如かず』と」と。按ずるに、操の諸袁を破るは建安九年・
十年の間に在り。關壯繆の荊州を鎮するに至りては、則ち
十八年に在れば、是の時操幽・冀を定むること已に久し。
安んぞ尚ほ「新たに諸袁を破り、未だ東顧するに暇あらず」

の語有るを得んや。此れ更に辨を待たずして其の牴牾を見
る者なり。漢の高祖の母、兵を起こすの時に於ては小黃に
死す。高祖の即位の五年、追謚して昭靈夫人と爲す。呂后
七年に至り、又尊して昭靈皇后と爲す。事は漢書に見ゆれ
ば、則ち皇后の稱は、乃ち呂后の加ふる所なり。而るに蜀
志甘后傳に「高皇帝 太上昭靈夫人を追尊して皇后とす」
と云はば、則ち又皇后を以て高祖の追尊する所と爲す。又
魏晉の事に於ては多く廻護する所あり。高貴郷公の弑せら
るるや、但だ「五月己丑、高貴郷公卒す。年二十」と云ふ
のみにして、賈充司馬昭の旨を奉じ、成濟をして帝を刺
さしむの事は、略々一字も無し。壽は晉に仕へ、本朝の爲
に諱まざるを得ずと雖も、然れども齊王芳の廢せらるるは、
先に「司馬景王 將に帝を廢するを謀らんとし、以て皇太
后に聞す」と叙ぶれば、則ち高貴郷公の弑せらるるも亦た、
何ぞ略端倪を見ずを妨げん。乃るに但だ卒の月日のみを
書し、裴世期をして漢晉春秋及び世語を引きて以て之に註
すること無からしめば、竟に寢殿に考終する者に似たり。
然れども猶ほ「本朝の爲に諱むなり」と曰ふがごとし。魏
の郭后の死の若きは、「明帝 其の己の母甄后を諧殺するを
追怨するに由るが故に、逼りて之を殺し、被髮覆面して以

て殞すること、甄後の故事の如からしむ」と。又「華歆

曹操の令を奉じ、兵を勅し帝宮に入り、伏后を収む。后

複壁中に匿るるも、歆壁を發き后を牽き出して之を弑す」

と。此れ皆魏朝の舊事なれば、亦た復た何の忌諱する所ぞ。

乃るに郭后傳に於ては、但だ「青龍三年、后許昌に崩ず」

と云ふのみにて、絶えて逼らるるの事に及ばず。而して華

歆傳も亦た一語すら后を弑するに及ぶもの無し。遂に暴か

に崩ずる者をして考終に同じくし、弑を行ふ者をして其の

逆節を泯ぼさしむ。所謂敘事に善る者、安くに在りや。史

を作す者をして、凡そ忌諱有らば皆書せず、必ず後人の追

註を待たしめば、則ち安んぞ史を作すを用ひんや。裴松之

の三國に註するに至りては、號して詳覈と稱す。其の書を

進むるの表に「旨を奉じ、詳らかなるを尋ね、務は周悉に

在り」と云ふ。宋書は文帝其の書を閲し、「此れ不朽爲る

可し」と曰ふを并記す。然れども鍾繇の書法は古今に妙絶

たるも、本傳に載せざれば、註中に自ら應に補ひ入るるべ

きも、裴註は一字にも及ばず。華歆逆に從ひ姦臣管幼安

之を視ること殆ど猶ほ糞土のごとければ、則ち其の先づ

「席を割り金を捉る」の事も亦た應に附載し、以て兩人の

品識の相ひ懸くるを見すべし。本傳は既に遺して、註も亦

た並びに及ばざれば、則ち世期の脱漏も亦た多し。

【語注】

○敘事に善れ……『晉書』卷八十二陳壽傳に「時人稱其善

敘事、有良史之才」と有る。○建安元年……『三國志』卷

一武帝紀。○于禁傳同じ『三國志』卷十七于禁傳。○汝

南の降賊……『三國志』卷一武帝紀。○延熙十六年……

『三國志』卷三十三後主傳。○費禕傳同じ『三國志』卷

四十四費禕傳。○齊王芳紀……『三國志』卷四三少帝齊王

芳紀。○張魏傳……『三國志』卷四十三張魏傳。○孫盛の魏

氏……『三國志』卷四三少帝齊王芳紀の裴松之の注。○

將軍傅士仁……『三國志』卷三十六關羽傳に「又南郡太守

麋芳在江陵、將軍傅士仁屯公安、素皆嫌羽輕己。……芳仁使

人迎權」と有る。○吳主傳……『三國志』卷四十七吳主傳。

○呂蒙傳……『三國志』卷五十四呂蒙傳。○楊戲の李漢……

魏の楊戲撰『李漢輔臣贊』は、『三國志』中、多く吳書に

採録され、更に『三國志』卷四十五楊戲傳の末に一括して

附される。○建安十三年……『三國志』卷一武帝紀に「十

二月、孫權爲備攻合肥。公自江陵征備、至巴丘、遣張熹救

合肥。權聞熹至乃走。公至赤壁與備戰不利。於是大疫、吏

士多死者、乃引軍還」と有る。○周瑜・程普……『三國志』卷四十七吳主傳に「瑜普爲左右督、各領萬人、與備俱進、遇於赤壁、大破曹公軍。……曹公遂北還、留曹仁徐晃於江陵、使樂進守襄陽。……權攻城踰月不能下、曹公自荊州還、遣張熹將騎赴合肥未至、權退」と有る。○蒙對へて……『三國志』卷五十四呂蒙傳に「又聊復與論取徐州意。蒙對曰、今操遠在河北。新破諸袁、撫集幽・冀、未暇東顧。徐土守兵、聞不足言、往自可克。然地勢陸通、驍騎所騁、至尊今日得徐州、操後旬必來爭。雖以七八萬人守之、猶當懷憂。不如取羽、全據長江、形勢益張」と有る。○高祖の母……『漢書』卷二下高帝紀下の顔師古の注に「漢儀注、高帝母兵起時死小黃北、後於小黃作陵廟」と有る。○高祖の即位……『漢書』卷二下高帝紀下に「漢王卽皇帝位于汜水之陽。尊王后曰皇后、太子曰皇太子、追尊先媼曰昭靈夫人」と有る。○呂后七年……『漢書』卷三高后紀に「夏五月辛未、詔曰、昭靈夫人、太上皇妃也。武哀侯、宣夫人、高皇帝兄妹也。號諡不稱、其議尊號。丞相臣平等請尊昭靈夫人曰昭靈后、武哀侯曰武哀王、宣夫人曰昭哀后」と有る。○高皇帝太……『三國志』卷三十四二主妃子先主甘后傳。○五月己丑……『三國志』卷四三少帝高貴鄉公紀。○賈充司馬……『三國志』卷四三少帝高貴鄉公紀の裴松之の注に「漢晉春秋曰、帝見威權日去、不勝其忿。乃召侍中王沈・尙書王經・散騎常侍王業謂曰、司馬昭之心、路人所知也。……中護軍賈充又逆帝戰於南闕下、帝自用劍。……太子舍人成濟問充曰、事急矣。當云何。充曰、畜養汝等、正謂今日。今日之事、無所問也。濟卽前刺帝、刃出於背」と有る。○司馬景王……『三國志』卷四三少帝齊王芳紀。○明帝其の……『三國志』卷五文德郭皇后傳の裴松之の注に「魏略曰、明帝旣嗣立、追痛甄后之薨、故太后以憂暴崩」と有り、また「漢晉春秋曰、初甄后之誅、由郭后之寵。及殯、令被髮覆面、以糠塞口。遂立郭后、使養明帝。帝知之心常懷忿、數泣問甄后死狀。……明帝怒、遂逼殺之、敕殯者使如甄后故事」と有る。○華歆曹操……『三國志』卷一武帝紀の裴松之の注に「曹瞞傳曰、公遣華歆勒兵入宮收后。后閉戶匿壁中。歆壞戶發壁、牽后出。帝時與御史大夫郗慮坐、后被髮徒跣過。遂將后殺之」と有る。○青龍三年……『三國志』卷五德郭皇后傳。○旨を奉じ……上三國志注表。○文帝其の……『宋書』卷六十四裴松之傳に「上使注陳壽三國志、松之鳩集傳記、增廣異聞、旣成奏上。上善之曰、此爲不朽矣」と有る。○鍾繇の書法……鍾繇は、後漢末、潁川の人。字は

元常。魏の建國の功臣。晩年に太傅に進み、卒して成侯と諡される。『三國志』卷十三に傳有り。書にたくみで、『三國志』卷十一胡昭傳に「初、昭善史書、與鍾繇・邯鄲淳・衛覲・韋誕並有名、尺牘之迹、動見模楷焉」と有れば、生前既に能書家として名を得ていたようである。劉宋、羊欣の書論書『古來能書人名』には、銘石書（八分）・章程書（楷書）・行狎書（行書）の三體にすぐれていたことを載せるが、特に楷書の大家として書道史上最も著名な一人。○席を割り：『世說新語』卷上之上德行に「管寧・華歆共園中鋤與菜、見地有片金。管揮鋤與瓦石不異、華捉而擲去之。又嘗同席讀書、有乘軒冕遇門者、寧讀如故、歆廢書出看。寧括席分坐、曰子非吾友也」と有る。

【現代語譯】

陳壽の『三國志』は、「敘事に優れ、良史の才がある」と稱されるとはいえ、誤りもある。魏書武帝紀に「建安元年、汝南・潁川の黃巾賊何儀・劉辟・黃邵・何曼等はそれぞれ數萬人を擁していた。太祖曹操は進軍して彼らを討ち破り、劉辟・黃邵等を斬り「于禁傳同じ」、何儀とその一派はすべて降伏した」とある。この時劉辟は既に殺されている。

しかし五年にまた「汝南の降賊劉辟等が、背いて袁紹の味方に付き、許の近郊を荒らし回った」という記述がある。これは一篇の中で、前後が矛盾を起こしてしまったものである。蜀書後主傳に「延熙十六年、大將軍費禕が、魏の降人郭循によって殺された」とある「費禕傳同じ」。しかし、魏書の齊王芳紀や、蜀書の張魏傳では「郭修」に作っている。「孫盛の『魏氏春秋』もまた修に作っている」。(蜀書)關壯繆傳に「將軍傅士仁が使者に孫權を迎えさせた」とある。しかし(吳書)吳主傳や呂蒙傳では士仁に作っている。「楊戲の『季漢輔臣贊』も亦た同じ」。これは一人の姓名が、こちらとあちらとで互いに異なってしまったものである。魏書武帝紀に「建安十三年冬、孫權は劉備に味方して合肥を攻めた。曹操は、江陵から劉備を征伐し、張熹を派遣して合肥を救わせた。孫權は逃走した。曹操は赤壁に至り、劉備と戦ったが利に恵まれなかった。そこで軍勢を率いて歸還した」とある。これは合肥を救ったのが先で、赤壁の戦いは後である。しかし(吳書)孫權傳に「建安十三年、周瑜と程普に命じて劉備と共に進軍し、赤壁で曹操と遭遇し曹操軍を大破した。曹公は結局北還し、曹仁等を駐屯させて江陵・襄陽を守らせた。孫權は自ら軍勢を率いて合肥

を攻め、一月以上に及んでも勝つことが出来なかった。曹操は張喜を派遣して救出させた。孫權は退却した」とある。つまりまた赤壁の戦が先で、合肥が圍まれたことが後である。諸將の列傳を考えてみると、赤壁を先とし、合肥を後としていけば、これは吳志（の記述）が正しい。陳壽一人の著作でありながら、いったいどうしてこのような誤りがあるのだろうか。（吳書）呂蒙傳に「孫權と呂蒙が徐州を取ることを論じた。呂蒙が答えて言うには『今、曹操は遠く河北の地にあります。新たに袁一族を破り、幽州や冀州を治め、東を顧みる餘地はございません。徐州の土地の守備兵は言うほどのものではないと聞いております。進軍すればおのずと勝つことが出来るでしょう。ただその土地は通じ合っていて、騎馬兵が駆け回るのに都合の良い場所です。曹操は必ずやってきて争うことになるでしょう。關羽を破り、長江に全據し、形勢を益々擴大する方が良いでしょう』と」とある。考えてみると、曹操が袁一族を破ったのは建安九年から十年の間である。關羽が荊州を鎮壓したのが、建安十八年のことであれば、この時点で曹操が幽州と冀州を平定して既に久しかったのである。いったいどうして「新たに袁一族を破り、東を顧みる餘地はない」と

いう言葉を得られようか。これはことさら論を待たずとも、その齟齬が見て取れるものである。漢の高祖の母は、兵を起こした時には、小黃で卒していた。高祖の即位五年、昭靈夫人と追諡した。呂后七年に更に昭靈皇后とした。事は『漢書』に見えているので、皇后という呼稱は呂后の加えたものである。そうであるのに蜀志甘后傳に「高皇帝は太上昭靈夫人を追尊して皇后とした」と言っていれば、また皇后を高祖が追尊したとしている。また魏晉の事については多く忌避している箇所がある。高貴郷公が殺害されたことについては、ただ「五月己丑、高貴郷公が卒した。享年二十」と言うのみで、賈充が司馬昭の旨を奉じ、成濟に彼を殺害させた件については、一字も觸れられていない。陳壽は晉に仕官し、晉の爲に忌避せざるを得ないとはいえ、齊王芳が廢せられたことについては、先に「司馬景王は帝を廢することをはかろうとし、そこで皇太后に申し上げた」と敘べていけば、高貴郷公が殺害されたことについても、どうしてその顛末を記すことを防げようか。そうであるのに、ただ死去した月日だけを記し、裴松之に『漢晉春秋』や『世語』を引用させ、この箇所に注記をさせなかったならば、結局、寢殿で天壽を全うした者の様になっていたの

である。しかしながらまるで「本朝の爲に忌避したのだ」と言うようなものである。魏の郭皇后の死のようなものは、「明帝は、自身の母親である甄后を偽り殺された恨みによって（郭后を）責め殺し、かつての甄后と同様に、振り亂した髪が顔にかぶさったまま殯を行った」と、また「華歆が曹操の令を奉じ、軍勢を率いて宮殿に押し入り、伏后を捉えた。伏后は二重壁の間に隠れていたが、華歆は壁をあばき、伏后を引きずり出して彼女を弑した」と（ある）。これらは皆魏朝で起きた事であれば、またいずれが忌諱した所なのであろうか。しかし（魏書）郭后傳では、ただ「青龍三年、皇后が許昌に崩じた」と云うだけで、決して責め殺されたことに及んでいない。そして華歆傳もまた一言も郭后を弑したことにについては及んでいない。結局、にわか崩じた者であっても天壽を全うした者同様に記され、弑逆を行った者であってもその逆節を滅ぼさしてしまうのである。敘事に優れていると言われる者が、いったいどこにいるであろうか。史書を作る者に、およそ忌諱があったならば皆記さず、必ず後世の注釋を待つようにさせたならば、一體どのようなにして史書を作るのか。裴松之が『三國志』に注を加えたことについては、詳細かつ正確であると評價

されている。その書を上進した表に「上意を奉じ、詳細であることを尋求し、周悉を旨と致しました」と言っている。

『宋書』は「文帝は『三國志』を御覽になり、「これは不朽の書である」と言った」と併記している。しかしながら、鍾繇の書法は、古今を通じて優れたものであるが、本傳に記載されていないければ、當然註中で補うべきであるのに、裴松之の註では一字も及んでいない。華歆が逆に従い、姦臣の管寧が華歆を見るのに、まるで糞土同様であったのならば、そのまず「席を分かち、金を捉る」の話も附載し、陳壽と裴松之の品格や見識がそれぞれ隔っていることを示すべきである。本傳に既に遺漏があり、注も及んでいないければ、裴松之の見落しもまた多いのである。

（河井 義樹）

【原文】

2 晉書舛訛

舊唐書云房玄齡與褚遂良奉詔重撰晉書乃奏取許敬宗來濟陸元仕劉子翼令狐德棻李義府薛元超上官儀等八人分功撰錄以臧榮緒晉書爲主而參考諸家成之其體例則多德棻所定書成凡

一百三十卷太宗自著宣武二帝及陸機王羲之四論於是總題曰御撰當時號爲詳洽李淳風深明象緯所修天文律歷五行三志尤精核然論者猶謂史官多文詠之士好採詭繆碎事以廣異聞又史論競爲艷體此其所短也今更取其書按之尚多有舛錯者懷帝紀永嘉五年東海世子毘及宗室四十八王沒於石勒而東海王越傳毘及宗室三十六王俱沒於賊此兩處不同必有一誤也又安帝紀義熙十三年十一月左僕射前將軍劉穆之卒十四年六月劉裕爲相國進封宋公十一月赫連勃勃大敗王師於青泥雍州刺史朱齡石死之「是年十二月帝崩」而天文志星變事驗云十四年劉裕還彭城受宋公十一月左僕射前將軍劉穆之卒明年西虜寇長安雍州刺史朱齡石諸軍陷沒紀志所書互相違錯今以宋書武帝紀并劉穆之朱齡石兩傳參考之則穆之先卒高祖後還繼受宋公九錫之命及齡石被虜之歲月與安紀無不脗合則志文之敘事顛倒顯然可知又天變事驗云隆安五年閏月天東南鳴十六年九月戊子天東南又鳴按隆安之號止於五年而此云十六年尤舛又和嶠傳太傅從事中郎庾敦見而歎曰嶠森森如千丈松雖礫何多節目施之大厦有棟梁之用則此語本以稱和嶠也而庾敦傳則又以此語爲稱湯嶠之辭蓋因和嶠湯嶠二名相同遂不覺兩傳錯誤耳今考和嶠歷官多在武帝之世其卒也在惠帝元康二年而庾敦傳云參東海王越太傅軍事按惠帝紀司空越爲太傅在永興二年敦佐

府正當此時也計和嶠之卒已踰一紀何從見而嘆之耶惟時湯嶠官品甚卑敦知其材堪大任故爲之延譽耳則此語當屬之温嶠而和嶠傳所云當從芟柞「晉書誤本於世說」卞壺傳王式繼母前夫終更適式父父將死母求去父許之遂終喪而還前夫家前夫後妻之子奉養至終遂合葬於前夫此事甚不明晰式之繼母既因前夫死而嫁式父則其前夫安得又有後妻當是前夫之妾有子養之至終耳乃稱爲後妻措詞殊混又王坦之傳簡文帝崩詔大司馬桓温依周公居攝故事坦之持詔入於帝前毀之王彪之傳又云孝武卽位太皇太后令温依周公居攝故事彪之具封還內事遂止按坦之既毀詔於前何以又有降詔之事此必一事而分繫之兩人耳亦晉書之失檢者

【書き下し】

晉書の舛訛

舊唐書に云ふ「房玄齡と褚遂良とは詔を奉じて晉書を重撰す。乃ち奏して許敬宗・來濟・陸元仕・劉子翼・令狐德棻・李義府・薛元超・上官儀等八人を取めて、分功撰録せしむ。臧榮緒の晉書を以て主と爲して諸家を參考し之を成す。其の體例は則ち多く德棻の定むる所。書成り、凡て一百三十卷。太宗は自ら宣・武の二帝及び陸機・王羲之の四論を

著す。是に於て總題に御撰と曰ふ。當時は號して詳治と爲す。李淳風は象緯に深明にして修むる所の天文・律歷・五行の三志は尤も精核。然ども論ずる者は、猶ほ史官は文詠の士多く、好んで詭繆碎事を採り、以て異聞を廣む、又史論は、競って艶體を爲す。此れ其の短とする所なりと謂ふ」と。今更めて其の書を取り之を按ずるに、尚ほ多く舛錯する者有り。懷帝紀に「永嘉五年、東海の世子毘及び宗室四十八王石勒に没す」と。而るに東海王越傳に「毘及び宗室三十六王俱に賊に没す」と。此れ兩處は同じからず。必ず一誤有るなり。又安帝紀に「義熙十三年十一月、左僕射前將軍劉穆之卒す。十四年六月、劉裕相國と爲り。進みて宋公に封ぜらる。十一月、赫連勃勃王師を青泥に大ひに敗る。雍州刺史朱齡石之に死す「是の年の十二月、帝崩す」と。而るに天文志星變事驗に「十四年、劉裕彭城に還り、宋公を受く。十一月、左僕射前將軍劉穆之卒す。明年、西虜長安を寇ふ。雍州刺史朱齡石の諸軍は陷没す」と云ふ。紀志の書する所は互ひに相ひ違錯す。今宋書武帝紀、並びに劉穆之・朱齡石兩傳を以て之を參考するに、則ち穆之は先に卒し、高祖は後に還る。繼で宋公・九錫の命を受く、及び齡石の虜へらるるの歲月は、安紀と臆

合せざるは無し。則ち志文の敘事は、顛倒せること顯然として知るべし。又天變事驗に云ふ「隆安五年閏月、天の東南鳴る。十六年九月戊子、天の東南又鳴る」と。按ずるに隆安の號は五年に止む。而るに此に十六年と云ふは尤だ舛れり。又和嶠傳の「太傅の從事中郎庾敷は見て歎じて『嶠は森森として千丈の松の如し。礫礫として節目多しと雖も之を大厦に施せば棟梁の用有り』と曰ふ」は、則ち此の語は本以て和嶠を稱むるなり。而るに庾敷傳は則ち又此の語を以て湯嶠を稱むるの辭と爲す。蓋し和嶠・湯嶠の二名相ひ同じきに因りて、遂に覺らずして兩傳錯誤せるのみならん。今和嶠の歷官を考ふるに多く武帝の世に在り。其の卒するや、惠帝の元康二年に在り。而るに庾敷傳は「東海王越太傅の軍事に參す」と云ふ。惠帝紀を按ずるに司空越の太傅と爲るは永興二年に在り。敷の府を佐くるは正に此の時に當るなり。和嶠の卒を計れば已に一紀を踰す。何ぞ見て之を嘆くに從はんや。惟ふに時に湯嶠の官品は甚だ卑し。敷は其の材の大任に堪ふるを知るが故に之が延譽を爲すのみ。則ち此の語は當に之を温嶠に屬すべし。而らば和嶠傳に云ふ所は當に芟柞に從ふべし。「晉書の誤りは世説に本づく」卞壺傳に「王式の繼母は、前夫終わり更に式の父に

適ぐ。父將に死せんとす。母去ることを求む。父之を許す。遂に喪を終えて前夫の家に還る。前夫の後妻の子は奉養終はれば、遂に前夫に合葬するに至る」と。此の事は甚だ明晰ならず。式の繼母は既に前夫の死に因りて式の父に嫁がば、則ち其の前夫は安んぞ又後妻有るを得んや。當に是れ前夫の妾に子有りて、終に至るまで之を養ふのみ。乃ち稱して後妻と爲すは措詞殊に混ず。又王坦之傳に「簡文帝崩ぜんとし、大司馬桓温に詔して、周公攝に居るの故事に依らしむ。坦之は詔を持って帝の前に入り之を毀る」と。王彪之傳に又云ふ「孝武位に即き、太皇太后は温をして周公攝に居るの故事に依らしめんとす。彪之具さに封じて内に還し、事は遂に止む」と。按ずるに坦之は既に詔を前に毀る。何を以て又詔を降すの事有らんや。此れ必ず一事にして之を兩人に分繫するのみ。亦た晉書の檢を失ふ者なり。

【語注】

○房玄齡と……『舊唐書』卷六十六房玄齡傳に「尋與中書侍郎褚遂良受詔重撰晉書、於是奏取太子左庶子許敬宗・中書舍人來濟・著作郎陸元仕・劉子翼・前雍州刺史令狐德棻・

太子舍人李義府・薛元超・起居郎上官儀等八人、分功撰錄。以臧榮緒晉書爲主、參考諸家、甚爲詳洽。然史官多是文詠之士、好採詭謬碎事、以廣異聞。又所評論、競爲綺豔、不求篤實、由是頗爲學者所譏。唯李淳風深明星曆、善於著述、所修天文・律曆・五行三志、最可觀採。太宗自著宣武二帝及陸機・王羲之四論、於是總題云御撰。至二十年、書成、凡一百三十卷、詔藏于祕府、頒賜加級各有差」と有る。○永嘉五年……『晉書』卷五孝懷帝紀に「四月戊子、石勒追東海王越喪、及于東郡、將軍錢端戰死、軍潰、太尉王衍・吏部尚書劉望・廷尉諸葛銓・尚書鄭豫・武陵王澹等皆遇害、王公已下死者十餘萬人。東海世子毗及宗室四十八王尋又沒于石勒。賊王桑・冷道陷徐州、刺史裴盾遇害、桑遂濟淮、至于歷陽」と有る。○毘及び宗室……『晉書』卷五十九東海王越傳に「何倫・李暉聞越之死、祕不發喪、奉妃裴氏及毗出自京邑、從者傾城、所經暴掠。至洧倉、又爲勒所敗、毗及宗室三十六王俱沒于賊」と有る。○義熙十三年……『晉書』卷十安帝德宗紀に「冬十一月辛未、左僕射前將軍劉穆之卒。十四年春正月辛巳、大赦。青州刺史沈田子害龍驤將軍王鎮惡于長安。夏六月、劉裕爲相國、進封宋公。冬十月、以涼公士業爲鎮西將軍、封酒泉公。十一月、赫連勃

勃大敗王師于青泥北。雍州刺史朱齡石焚長安宮殿、奔于潼關。尋又大潰、齡石死之。十二月戊寅、帝崩于東堂、時年三十七。葬休平陵」と有る。○十四年、劉裕……『晉書』卷十三天文志下に「癸巳、熒惑入太微、犯西蕃上將、仍順行、至左掖門內、留二十日、乃逆行。義熙十二年七月、劉裕伐姚泓。十三年八月、擒姚泓、司・兗・秦・雍悉平。十四年、劉裕還彭城、受宋公。十一月、左僕射前將軍劉穆之卒。明年、西虜寇長安、雍州刺史朱齡石諸軍陷沒、官軍捨而東。十二月、帝崩」と有る。○隆安五年……『晉書』卷十二天文志中に「安帝隆安五年閏月癸丑、天東南鳴。六年九月戊子、天東南又鳴。是後桓玄篡位、安帝播越、憂莫大焉。鳴每東南者、蓋中興江外、天隨之而鳴也」と有る。百衲本・中華書局校點本は「六年」に作り、汲古閣本は「十六年」に作る。○太傅の從事……『晉書』卷四十五和嶠傳に「累遷潁川太守、爲政清簡、甚得百姓歡心。太傅從事中郎庾顥見而歎曰、嶠森森如千丈松、雖磔何多節目、施之大廈、有棟梁之用。賈充亦重之、稱於武帝、入爲給事黃門侍郎、遷中書令、帝深器遇之。舊監令共車入朝、時荀勗爲監、嶠鄙勗爲人、以意氣加之、每同乘、高抗專車而坐。乃使監令異車、自嶠始也」と有る。又『晉書』卷五十庾敬

傳には「敬有重名、爲搢紳所推、而聚斂積實、談者譏之。都官從事溫嶠奏之、敬更器嶠、目嶠森森如千丈松、雖磔何多節、施之大廈、有棟梁之用」と有る。○其の卒……『晉書』卷四十五和嶠傳に「元康二年卒、贈金紫光祿大夫、加金章紫綬、本位如前。永平初、策諡曰簡」と有り、『晉書』卷五十庾敬傳に「遷吏部郎。是時天下多故、機變屢起、敬常靜默無爲。參東海王越太傅軍事、轉軍諮祭酒」と有る。○世説に……『世説新語』中卷賞譽第八に「庾子嵩日和嶠、森森如千丈松、雖磊砢有節目、施之大廈、有棟梁之用」と有る。○王式の繼母……『晉書』卷七十卞壺傳に「時淮南小中正王式繼母、前夫終、更適式父。式父終、喪服訖、議還前夫家。前夫家亦有繼子、奉養至終、遂合葬於前夫。式自云、父臨終、母求去、父許諾。於是制出母齊衰菴」と有る。○簡文帝崩……『晉書』卷七十五王坦之傳に「又領本州大中正。簡文帝臨崩、詔大司馬溫依周公居攝故事。坦之自持詔入、於帝前毀之。帝曰、天下、儻來之運、卿何所嫌。坦之曰、天下、宣元之天下、陛下何得專之。帝乃使坦之改詔焉」と有る。○孝武位に……『晉書』卷七十六王彪之傳に「及簡文崩、羣臣疑惑、未敢立嗣。或云、宜當須大司馬處分。彪之正色曰、君崩、太子代立、大司馬何容得異。若先

面諮、必反爲所責矣。於是朝議乃定。及孝武帝卽位、太皇太后令以帝冲幼、加在諒闇、令溫依周公居攝故事。事已施行、彪之曰、此異常大事、大司馬必當固讓、使萬機停滯、稽廢山陵、未敢奉令。謹具封還內、請停。事遂不行」と有る。

【現代語譯】

『舊唐書』に「房玄齡と褚遂良とは詔によって『晉書』を再編纂した。そこで上表して許敬宗・來濟・陸元仕・劉子翼・令狐德棻・李義府・薛元超・上官儀等の八人を招聘して、分擔させて撰述させた。臧榮緒の『晉書』を底本として、諸家による書を参考としてこの書物を完成させた。その文章のスタイルは令狐德棻が決めたものが多かった。この書は一百三十巻で構成された。また太宗は自ら筆を執り宣帝・武帝と陸機・王羲之、合わせて四人の論を著した。そのため總題には御撰と冠している。當時は多くの事跡が備わり、しかも詳細であるとされた。李淳風は象緯に深く精通していたので、彼が編した天文・律曆・五行の三志は尤も精細で確かである。そうであっても『晉書』を論じる者は、史官は主に詩文を作るような人物が中心であり、史

實に反することや細かい事跡を好んで採録して、異文を廣め、また史論は、必要以上に華麗な文體を用いている。このことは『晉書』の缺點であるとしている」とある。そこで今また『晉書』を改めて考察すると、依然として間違っている部分が多くある。(例えば)懷帝紀に「永嘉五年、東海の世子毘と宗室の四十八王が石勒に殺された」とある。そうであるのに東海王越傳には「毘と宗室の三十六王が皆な賊に殺された」とある。この二箇所の記述は同一ではない。きっと一方が誤っているのだ。また安帝紀に「義熙十三年十一月、左僕射前將軍劉穆之が亡くなった。十四年六月、劉裕が相國となり、推舉によって宋公に封ぜられた。十一月、赫連勃勃が王の軍を青泥で大敗させた。雍州刺史朱齡石はその時死亡した「この年の十二月に皇帝が崩御した」とある。そうであるのに天文志の星變事驗に「十四年、劉裕が彭城に還り、宋公を受けられた。十一月、左僕射前將軍劉穆之が亡くなった。明くる年、西虜が長安を攻め、雍州刺史朱齡石などの軍は撃ち破られた」とある。安帝紀と天文志の記録している書する所はそれぞれ異なっている。そこで『宋書』武帝紀と『晉書』の劉穆之傳・朱齡石傳に基づいてこのことを考えると、ほかでもな

く穆之は先に亡くなり、高祖劉裕は、その後、彭城に還ったのだ。さらに宋公・九錫の命を受けたことと齡石の捕虜となった年月とは、安帝紀とびったり合わないものはない。天文志の記述は日時が入れ替わっていることがはっきりとしていることが分かるのである。また天變事驗に「隆安五年閏月、天の東南が鳴った。十六年九月戊子、天の東南がまた鳴った」とある。考えるに隆安の年號は五年で終わっている。そうであるのに十六年と言っているのは大きな間違いである。また和嶠傳の「太傳の從事中郎庾敷は會って感嘆して『嶠の雄大さはあたかも千丈の松のようであり、ごつごつとして節が多いが、大きな建物の資材に用いれば棟や梁の役割を果たすであろう』と言った」という文章は、もともと和嶠を稱贊する言葉であった。そうであるのに庾敷傳は、この言葉を湯嶠への贊辭としている。考えてみるに和嶠と湯嶠の二つの名前が似ていることから、とうとう二つの傳で違いが出てしまったのであろう。今そこで和嶠の官歴を考えると、ほとんどが武帝の治世である。その亡くなった年は、惠帝の元康二年である。そうであるのに庾敷傳は「東海王越太傳の軍事に加わった」とある。惠帝紀を勘案すると司空の越が太傳になったのは永興二年であ

る。敷が府を補佐したのは他でもなくこの時なのである。和嶠の亡くなった年月を計算するとすでに一百年を越えている。どうして和嶠がこれを感じ嘆するなどできようか。この時、湯嶠の官位はとても低いものであった。敷は彼の素質が大任を任せられるだけのものであることを分かったから、稱贊したのである。この言葉はほかでもなく温嶠に屬さなければならぬのだ。そうであれば和嶠傳の記述は、ほかでもなく削り取ってしまうべきなのだ。『晉書』の誤りは『世說新語』に基づいている」下壺傳に「王式の繼母は、前の夫が死亡して、その後式の父に嫁いだ。式の父が死に臨み、母は式の父のもとから去ることを求めた。父はこのことを許した。喪を終えたと前の夫の家に戻ってしまった。前の夫の後妻の子は孝行をつくして、死亡したら前の夫の墓に入れた」とある。この記事はとてもあいまいである。式の繼母は、前の夫が死んだことにより式の父に嫁いだのであるのか、この前の夫はどうして更に後妻を娶ることが出来たのであろうか。これは前の夫の妾に子があり、それが母が死亡するまで養ったということなのだ。そうであるのに後妻と記述するのは言葉の使い方が甚だしく混亂してしまっている。また王坦之傳に「簡文帝が崩御す

る際に、大司馬桓溫に詔を下して、周公が攝政として政治をおこなった故事に依據して、政を司らせようとした。坦之は詔を持って帝の前に進んで、このことを阻止した」とある。また王彪之傳には「孝武が即位し、太皇太后は溫を周公が攝政として政治をおこなった故事に依據して政治を任せようとした。彪之はつぶさに封じて内にもどして、事を阻止することが出来た」とある。考えるに坦之はその前に詔を皇帝の前で諍っている。どうして再び詔を無効にすることができようか。このこともとは一つの事であったのを二人に分けたのだ。このこともまた『晉書』の輕率な記述である。

(關 清孝)

3 宗齋梁陳魏周隋諸史及南北史書法各不同 次号に掲載

【原文】

4 宋齊梁書書南北交涉事

宋書書北魏爲索虜書魏主爲僞主爲虜帥說已見前其於交戰及通和之事亦多廻護如檀道濟之奔退則書道濟引軍還魏主之自瓜步還則曰索虜退走其過盱眙則曰索虜自盱眙奔走大明四年

魏遣使來聘則云索虜遣使請和泰始三年魏人來聘則曰索虜使獻方物是也「元徽三年魏人來聘則又書北國使至趙倫之王懿等傳又稱魏太武爲魏主體例亦不盡一」齊書亦然如建元二年索虜寇淮泗建武二年索虜寇朐山之類是也而於魏人來聘及遣使聘魏之事則并不書如永明二年魏人來聘九年使裴昭明聘魏「事見南史」一概削之梁書則不復稱索虜如天監二年魏寇司州之類皆書曰魏然於南北交兵處遇勝則書敗則不書如天監五年魏宣武帝從弟率衆來降將軍劉思效破魏軍於肥水張惠紹克魏宿預城韋叡克合肥城裴邃克羊石城桓和克朐山城本紀一一書之而是年臨川王宏軍至洛口大潰所亡萬計宏單騎奔歸「事見南史」則不書明年曹景宗韋叡等破魏軍於邵陽洲斬獲萬計則大書特書其後大同中南北通好但書魏人來聘而梁遣使報聘則不書如大同三年書魏遣使來聘而不書遣張臯報聘大同四年遣劉孝標報聘五年遣柳豹報聘六年遣陸晏子報聘俱一概不書「諸報聘者俱見南史」蓋當時國史所記各自夸大本是如此修史者仍其舊文不復改訂也

【書き下し】

宋・齊・梁書 南北交涉の事を書す

宋書 北魏を書して索虜と爲し、魏主を書して僞主と爲し

虜帥と爲すこと、説は已に前に見す。其の交戦及び通和の事に於ても亦た廻護多し。檀道濟の奔退するには則ち「道濟軍を引きて還る」と書し、魏主の瓜歩より還るには則ち「索虜退走す」と曰ひ、其の盱眙を過るには則ち「索虜盱眙より奔走す」と曰ひ、大明四年、魏使を遣はし來聘するには則ち「索虜使を遣はして和を請ふ」と云ひ、泰始三年、魏人來聘するには則ち「索虜の使方物を獻ず」と曰ふが如きは是れなり。「元徽三年、魏人來聘するには、則ち又「北國の使至る」と書す。趙倫之・王懿等の傳は、又魏の太武を稱して魏主と爲す。體例亦た畫一ならず」齊書も亦た然り。「建元二年、索虜淮泗を寇す」、「建武二年、索虜胸山を寇す」の類の如きは是れなり。而るに魏人の來聘及び使を遣して魏に聘するの事に於ては、則ち并びに書せず。永明二年、魏人來聘し、九年、裴昭明をして魏に聘せしむるが如きは「事は南史に見ゆ」、一概に之を削る。梁書は則ち復た索虜と稱せず。天監二年、魏司州を寇すの類の如きは、皆書して魏と曰ふ。然れども南北交兵の處に於ては、勝に遇へば則ち書すも、敗るれば則ち書せず。天監五年、魏の宣武帝の從弟衆を率ゐて來り降り、將軍劉思效魏軍を肥水に破り、張惠紹魏に宿預城に克ち、

韋叡合肥城に克ち、裴邃羊石城に克ち、桓和胸山城に克つは、本紀は一一之を書するも、是の年、臨川王宏の軍洛口に至り、大潰して亡ぶ所萬計、宏は单騎にて奔り歸る「事は南史に見ゆ」は、則ち書せず、明年、曹景宗・韋叡等魏軍を邵陽洲に破り斬獲萬計なるは、則ち大書特書するが如し。其の後大同中の南北通好には、但だ魏人の來聘を書するのみにして、梁の使を遣はして報聘するは、則ち書せず。大同三年、魏の使を遣して來聘するを書するも、張臯を遣して報聘するを書せず、大同四年、劉孝標を遣して報聘し、五年、柳豹を遣して報聘し、六年、陸晏子を遣して報聘するは、俱に一概に書せざるが如し「諸々の報聘する者は、俱に南史に見ゆ」。蓋し當時の國史記す所は、各々自ら大を夸ること本より是れ此の如し。史を修むる者は其の舊文に仍りて復た改訂せざるなり。

【語注】

○説は已に……前項「宋齊梁陳魏周齊隋諸史及南北史書法各不同」を指す。○道濟軍を……『宋書』卷四十三檀道濟列傳。○索虜退走……『宋書』卷五文帝本紀に「(元嘉)二十八年春正月……丁亥、索虜自瓜歩退走」と有る。○索虜

盱眙……『宋書』卷五文帝本紀。○索虜使を……『宋書』卷六孝武帝本紀。○索虜の使……『宋書』卷八明帝本紀に「(泰始五年)十一月丁未、索虜遣使獻方物」と有り、また「(泰始七年)三月辛酉、索虜遣使獻方物」と有る。○北國の使……『宋書』卷九後廢帝本紀。○趙倫之等の……『宋書』卷四十六。○建元二年……『南齊書』卷二高帝本紀下に「二年春正月……癸卯、詔索虜寇淮泗」と有る。○建武二年……『南齊書』卷二高帝本紀下に「閏月……庚寅、索虜攻胸山」と有る。○永明二年……『南史』卷四齊本紀上武帝。○九年、裴昭……『南史』卷四齊本紀上武帝に「九年春正月……戊午、詔射聲校尉裴昭明聘于魏」と有る。○天監二年……『梁書』卷武帝本紀中。○天監五年……『梁書』卷二武帝本紀中に「(三月)癸未、魏宣武帝從弟翼率其諸弟來降。輔國將軍劉思效破魏青州刺史元繫於膠水。……五月辛未、太子左衛率張惠紹克魏宿預城。……辛巳、豫州刺史韋叡克合肥城。丁亥、廬江太守裴邃克羊石城。……六月庚子、青・冀二州刺史桓和前軍克胸山城」と有る。○臨川王宏の……『南史』卷六梁本紀上武帝上。○明年、曹景……『梁書』卷二武帝本紀中。○大同三年……『梁書』卷三武帝本紀下。○張臯を遣し……『南史』卷七梁本紀中武帝下に「九月、使

兼散騎常侍張臯聘于東魏」と有る。○大同四年……『南史』卷七梁本紀中武帝下に「(秋七月)戊辰、使兼散騎常侍劉孝儀聘于東魏」と有る。○五年、柳豹……『南史』卷七梁本紀中武帝下に「十二月、使兼散騎常侍柳豹聘于東魏」と有る。○六年、陸晏……『南史』卷七梁本紀中武帝下に「秋七月丁亥、東魏人來聘。遣散騎常侍陸晏子報聘」と有る。

【現代語譯】

『宋書』が北魏を記述して索虜とし、魏主を記述して僞主とし(あるいは)虜帥としたことは、(その)説はすでに前節に示している。その交戦や通和の事柄についても、また忌避が多い。檀道濟が奔退した際に「道濟は軍を率いて歸還した」と書し、魏主が瓜歩から歸還した際に「索虜が退走した」といい、その盱眙を通過した際に「索虜が盱眙から奔走した」といい、大明四年に、魏が使者を派遣して來聘した際に「索虜が使者を派遣して和平を請うた」といい、泰始三年に、魏人が來聘した際に「索虜が方物を獻上した」といっているようなものがこれである。「元徽三年、魏人が來聘したのは、また「北國の使者がやって來た」

と書している。趙倫之・王懿等の傳では、魏の太武を稱して魏主としている。體例はまた統一されていない。『齊書』もまた同様である。「建元二年、索虜が淮泗を寇した」「建武二年、索虜が胸山を寇した」類のようなものはそれである。そうであるのに魏人の來聘及び使者を派遣して魏に聘した事柄においては、どちらも記述しない。永明二年に魏人が來聘し、九年に裴昭明に魏に聘した事のようなものは「事は『南史』に見える」、全部ひっくるめて削っている。

『梁書』ではもはや索虜とは稱さない。「天監二年、魏が司州を寇した」の類のようなものは、皆書して魏といっている。そうであるのに南北交兵の處では、勝利をおさめた場合は記述するが、敗北した場合は記述しない。天監五年、魏の宣武帝の從弟が衆を率いて降伏し、將軍劉思效が魏軍を肥水に破り、張惠紹が魏に宿預城で勝ち、韋叡が合肥城で勝ち、裴邃が羊石城で勝ち、桓和が胸山城で勝った（こ）は、本紀では一々これらの事項を書いているが、この年、臨川王宏の軍が洛口に至って大潰し、死者は一萬にも及び、宏は單騎で奔り歸った「事は『南史』に見える」のは記述しておらず、明年、曹景宗・韋叡等が魏軍を邵陽洲に破り、一萬人を殺した事になると、特別に大書している

ようなものがそれである。ただその後大同中に南北の通好を記述する場合、ただ魏人の來聘を記述するだけで、梁が使者を派遣して報聘したことは、則ち記述しない。「大同三年、魏が使者を派遣して來聘した」事は記述しているが、張臯を派遣して報聘したことは記さない。大同四年、劉孝標を派遣して報聘し、五年、柳豹を派遣して報聘し、六年、陸晏子を派遣して報聘した（こと）は、共にことごとく記述しないようなものである。「諸々の報聘の記述は、共に『南史』に見える」。思うに當時の國史が記述している所は、それぞれ自ら大を誇示することがもとよりこのようである。史を修める者はその舊文に依據して、もはや改訂しないものなのである。

（桑瀬 明子）

【原文】

5 梁陳周齊隋五史凡三次修成

舊唐書令狐德棻謂高祖曰近代已來多無正史梁陳齊猶有文籍周隋遭大業離亂多有遺缺宜及今耳目猶接及早修之高祖乃詔蕭瑀王敬業殷聞禮修魏史陳叔達令狐德棻庾儉修周史封德彝

顏師古修隋史崔善爲孔紹安蕭德言修梁史裴矩祖孝孫魏徵修齊史竇璡歐陽詢姚思廉修陳史此第一次修史也瑀等受詔歷數年不而就而罷貞觀三年太宗又詔令狐德棻岑文本修周史李百藥修齊史姚思廉修梁陳史魏徵修隋史與房元齡總監諸史衆議以魏書有魏收魏澹二家遂不復修德棻又奏引崔仁師佐修周史而徵與德棻又總知梁陳齊各史隋史序論皆徵所作梁陳齊書徵又各爲總論此第二次修史也李延壽自序云貞觀十七年褚遂良以隋書十志未就奏延壽佐修其時梁陳周齊隋正史雖已成書以十志未就尙未頒行而延壽南北史已訖事遂先表上則隋志之成又在延壽進呈南北史之後按舊唐書高宗顯慶元年五月長孫無忌等進史官所撰梁陳周齊隋五代史志三十卷此第三次修史也

【書が下し】

梁・陳・周・齊・隋の五史は凡そ三次修成す

舊唐書に「令狐德棻高祖に謂ひて曰く『近代已來、多く正史無し。梁・陳・齊は猶ほ文籍有るも、周・隋は大業の離亂に遭ひ、多く遺缺有り。宜しく今耳目の猶ほ接するに及び、及びに早に之を修むべし』と。高祖は乃ち詔して蕭瑀・王敬業・殷聞禮をして魏史を修めしめ、陳叔達・令狐德棻・庾儉をして周史を修めしめ、封德彝・顏師古をして

隋史を修めしめ、崔善爲・孔紹安・蕭德言をして梁史を修めしめ、裴矩・祖孝孫・魏徵をして齊史を修めしめ、竇璡・歐陽詢・姚思廉をして陳史を修めしむ」と。此れ第一次の修史なり。「瑀等詔を受け數年を歴るも、就らずして罷む。貞觀三年、太宗又詔して令狐德棻・岑文本をして周史を修めしめ、李百藥をして齊史を修めしめ、姚思廉をして梁・陳史を修めしめ、魏徵をして隋史を修めしめ、房元齡と諸史を總監せしむ。衆議は魏書に魏收・魏澹の二家有るを以て遂に復た修めず。德棻又奏して崔仁師を引き周史を佐け修めしめ、而して徵は德棻と又梁・陳・齊の各史を總知す」「隋史の序論は皆徵の作る所、梁・陳・齊書も徵又各々總論を爲る」と。此れ第二次の修史なり。李延壽の自序に云ふ「貞觀十七年、褚遂良隋書十志の未だ就らざるを以て、奏して延壽に佐け修めしむ」と。其の時、梁・陳・周・齊・隋の正史は已に書を成すと雖も、十志未だ就らざるを以て尙ほ未だ頒行せず。而るに延壽の南・北史已に事を訖へ、遂に先に表上すれば、則ち隋志の成るは又延壽の南・北史を進呈するの後に在り。按ずるに舊唐書に「高宗の顯慶元年五月、長孫無忌等史官撰する所の梁・陳・周・齊・隋の五代史志三十卷を進む」と。此れ第三次の修

史なり。

【語注】

○令狐德棻……『舊唐書』卷七十三令狐德棻傳に「德棻嘗從容言於高祖曰、竊見近代已來、多無正史、梁・陳及齊、猶有文籍。至周・隋遭大業離亂、多有遺闕。當今耳目猶接、尙有可憑、如更十數年後、恐事跡湮沒。陛下既受禪於隋、復承周氏歷數、國家二祖功業、竝在周時。如文史不存、何以貽鑑今古。如臣愚見、竝請修之。高祖然其奏、下詔曰：中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞禮可修魏史、侍中陳叔達・祕書丞令狐德棻・太史令庾儉可修周史、兼中書令封德彝・中書舍人顏師古可修隋史、大理卿崔善爲・中書舍人孔紹安・太子洗馬蕭德言可修梁史、太子詹事裴矩・兼吏部郎中祖孝孫・前祕書丞魏徵可修齊史、祕書監竇璡・給事中歐陽詢・秦王文學姚思廉可修陳史。務加詳覈、博採舊聞、義在不刊、書法無隱」と有る。この進言は高祖の武德四（六一一）年の事で、翌五年、編纂に着手している。○瑀等詔を……『舊唐書』卷七十二令狐德棻傳に「瑀等受詔、歷數年、竟不能就而罷。貞觀三年、太宗復敕修撰、乃令德棻・祕書郎岑文本修周史、中書舍人李百藥修齊史、著作郎

姚思廉修梁・陳史、祕書監魏徵修隋史、與尙書左僕射房玄齡總監諸代史。衆議以魏史既有魏收・魏澹二家、已爲詳備、遂不復修。德棻又奏引殿中侍御史崔仁師佐修周史、德棻仍總知類會梁・陳・齊・隋諸史。武德已來創修撰之源、自德棻始也」と有る。○魏書は魏收……北齊の魏收の『魏書』百三十卷、東魏を正統とする。隋の魏澹の『魏書』九十二卷は西魏を正統とする。正史とされたのは前者であり、後者は宋代には散逸した。○隋史の序論……『舊唐書』卷七十一魏徵傳に「徵受詔總加撰定、多所損益、務存簡正。隋史序論、皆徵所作、梁・陳・齊各爲總論、時稱良史」と有る。○貞觀十七年……『北史』卷百序傳に「十七年、尙書右僕射褚遂良時以諫議大夫奉敕修隋書十志、復準敕召延壽撰錄、因此遍得披尋。……而梁・陳・齊・周・隋五書、是貞觀中敕撰、以十志未奏、本猶未出。然其書及志、未是臣所修。臣既夙懷慕尙、又備得尋聞、私爲抄錄、一十六年、凡所獵略、千有餘卷」と有る。○隋書十志……全三十卷。禮儀七卷、音樂・律曆・天文各三卷、五行二卷、食貨・刑法各一卷、百官・地理各三卷、經籍四卷のすべて十志からなる。梁・陳・北齊・北周・隋の五史の志として編纂されたが、後に一括して『隋書』に編入され、以後その體裁に據る。

この十志は、單獨で『隋書十志』あるいは『五代志』『五代史志』と稱される。○高宗の顯慶……『舊唐書』卷四高宗本紀上に「五月己卯、太尉長孫無忌進史官所撰梁・陳・周・齊・隋五代史志三十卷」と有る。

【現代語譯】

『舊唐書』に「令狐德棻が高祖に『近代以來（の王朝には）、（その）多くに正史がございません。梁・陳・齊にはまだ文書があるものの、周や隋は大業の離亂に遭遇しており、大部分を缺いてしまっております。どうか今まだそれらの時代を生きた人がいるうちに、これらを早急に編纂なさるべきです』と申し上げた。高祖はそこで詔して蕭瑀・王敬業・殷聞禮に魏史を作らせ、陳叔達・令狐德棻・庾儉に周史を作らせ、封德彝・顏師古に隋史を作らせ、崔善爲・孔紹安・蕭德言に梁史を作らせ、裴矩・祖孝孫・魏徵に齊史を作らせ、竇璡・歐陽詢・姚思廉に陳史を作らせた」と（有る）。これが第一回目の正史編纂である。「（蕭）瑀等は詔を受けて數年経ったけれども、出來上がらないので止めた。貞觀三年、太宗はまた詔して令狐德棻・岑文本に周史を作らせ、李百藥に齊史を作らせ、姚思廉に梁・陳史を作

らせ、魏徵に隋史を作らせ、房玄齡と諸史を總監督させた。衆議により、『魏書』には魏收・魏澹の二家があるので、結局あらためて作らなかつた。德棻はさらにまた上奏して崔仁師を招いて周史を助け作らせ、そして徵は德棻とまた梁・陳・齊の各史を總監督した」「隋史の序論はどれも（魏）徵が作ったもので、『梁（書）』・『陳（書）』・『（北）齊書』も徵がまたそれぞれ總論を作った」と（有る）。これが第二回目の正史編纂である。李延壽の自序に「貞觀十七年、褚遂良は、『隋書十志』が未完成であつた爲に上奏して、私延壽に助け作らせた」と言っている。その時梁・陳・周・齊・隋の正史は（帝紀・列傳は）既に完成していたものの、『十志』はまだ未完成で、いまだ頒行していなかつた。そうであるのに延壽の『南（史）』・『北史』がすでに編纂を終え、とうとう先に上進したのであるから、とりもなおさず『隋（書十）志』が完成したのは、また延壽が『南（史）』・『北史』を進呈した後の事になる。考えてみると『舊唐書』に「高宗の顯慶元年五月、長孫無忌等が史官編纂の梁・陳・周・齊・隋の『五代史志』三十卷を上進した」と（有る）。これが第三回目の正史編纂である。

（桑瀬 明子）

【原文】

6 宋書書法

宋書於武帝之卽位也先書晉恭帝禪位詔書策書璽書下乃云王奉表陳讓晉帝已遜琅琊王第表不獲通於是羣臣咸上表勸進乃卽位封晉帝爲零陵王令食一郡載天子旌旗行晉正朔上書不爲表答表不爲詔明年八月書零陵王薨車駕三朝率百官舉哀於朝一依魏明帝服山陽公故事太尉監護葬以晉禮是武帝之於晉帝可謂有終始矣按恭帝之禪有司撰詔草成呈帝帝卽操筆謂左右曰桓元之時天命已改重爲劉公所延將二十載今日之事本所甘心是禪位雖迫於不得已尙是恭帝所願至遜位後居秣陵宮嘗懼見害與褚后共處一室自煮食於牀前高祖令褚后兄弟淡之等視后后出別室相見兵乃踰垣入進藥於帝帝不肯飲曰佛教自殺者不得復人身遂以被掩殺之是恭帝之崩由宋武之弑也乃本紀絕不書一字使後人不閱褚淡之等傳誰復知恭帝之被弑宋武不且倖逃篡逆之罪乎「南史改云零陵王殂宋志也」文帝之崩亦不書元凶劭之弑但云二月甲子上崩於含章殿時年四十七若不參閱劭及徐湛之江湛等傳亦竟似考終寢殿者「南史改云元凶劭構逆帝崩於合殿」前廢帝紀書太尉沈慶之薨是時廢帝凶暴欲誅何邁慮慶之不同乃遣沈攸之先齋藥賜慶之死今但曰薨亦與考終者何異耶「南史書殺太尉沈慶之」又孝武紀書泰始七年

建安王休仁有罪自殺按休仁地處親賢孝武病劇爲身後慮故召使宿尚書省遣人齎藥賜死休仁傳旣詳之本紀何得云有罪自殺耶「南史書鳩建安王休仁」昇明中袁粲王宜興黃回皆以謀誅蕭道成被殺宋書則書袁粲據石頭反伏誅王宜興黃回亦皆書有罪伏誅所謂謀反者反劉氏耶反蕭氏耶有罪者果何罪耶「南史則云袁粲謀誅蕭道成不果旋見覆滅黃回貳於執政賜死王宜興貳於執政見誅」然此猶曰諱其名於紀而著其實於傳可彼此錯見也順帝之禪於蕭道成也是日帝居內閣之逃於佛蓋下太后懼自帥閹豎索之帝旣出宮人行哭帝居於丹徒宮齊人守之建元元年五月監者殺帝而以疾訃齊人德之賞以封邑宋之王侯無少長皆幽死矣事見南史而宋書則但云帝遜位於東邸齊王踐祚封帝爲汝陰王待以不臣之禮建元元年五月殂於丹陽宮竟似授受得其正絕無一毫逆跡本紀如此又無別傳錯見其事若非南史紀載千載下誰復知順帝之被篡被弑之慘如此乎又孝武母路太后至明帝時尚存閭義嘉難作「晉安王子勛之反」太后心幸之延上飲酒置毒以進侍者引上衣上悟以其卮上壽是日太后崩秘之喪如禮事亦見南史自是當日寔事而宋書路淑媛傳「卽路太后」但敘明帝之孝太后之慈而此事略無一字亦不錯見于他傳可見宋書書法全多迴護忌諱而少直筆也按沈約嘗歷仕宋齊梁三朝其撰宋書在齊武帝永明中故于宋齊易代之際自不敢直筆卽單

紀宋事亦有不能不稍存廻護者約嘗疑立袁粲傳武帝曰粲自是宋室忠臣約又多載明帝諸鄙瀆事帝曰我昔經事明帝卿可思諱惡之義於是多所省除事見齊書王智深傳然則約所撰原文已多刪削也又殷淑儀本南郡王義宣女「孝武從姊妹」義宣敗孝武密娶之寵冠後宮及卒命謝莊爲誅使巫者召見其形於帷中及將執手奄然而逝「事見南史」宋書并不立傳蓋亦爲孝武帝諱之意然何邁尙新蔡公主爲廢帝納於後宮詭言薨逝殺一婢送還邁家趙倩尙文帝女海鹽公主始興王濬「文帝子」出入宮掖與公主亂倩怒肆詈搏擊引絕帳帶文帝遂詔離婚殺主所生母蔣美人此二事若循殷淑儀例亦應諱而不書乃又詳新蔡於何皇后傳詳海鹽於趙倫之傳何也

【書き下し】

宋書の書法

宋書は武帝の即位におけるや、先づ晉恭帝の禪位の詔書・策書・璽書を書す。下は乃ち「王は表を奉じ陳讓するも、晉帝已に琅琊王の第に遜り、表は通ざるを獲ず。是に於て羣臣咸上表觀進す。乃ち即位して晉帝を封じて零陵王と爲し、一郡を食み天子の旌旗を載せ、晉の正朔を行はしめ、書を上るも表と爲さず、表に答ふるも詔と爲さず」と云ふ。

明年八月「零陵王薨じ、三朝に車駕し百官を率る哀を朝に擧ぐ。一に魏明帝の山陽公に服するの故事に依り、太尉監護し葬するに晉禮を以てす」と書す。是れ武帝の晉帝に於けるは終始有りと謂ふべし。按ずるに恭帝の禪は有司詔草を撰し、成りて帝に呈め、帝即ち筆を操り左右に謂ひて曰く「桓元の時、天命已に改まるも、重ねて劉公の延ぶる所と爲ること將に二十載ならんとす。今日の事、本より甘心する所なり」と。是れ禪位は已むを得ざるに迫らると雖も、尙ほ是れ恭帝の願ふ所なり。「位を遜るの後に秣陵宮に居するに至り、嘗に害せらるるを懼れ、褚后と共に一室に處し自ら食を牀前に煮る。高祖褚后の兄弟淡之等をして后を視はしめ、后別室に出で相ひ見へ、兵乃ち垣を踰ゑ、入りて藥を帝に進む。帝飲むを肯んぜずして曰く『佛教自殺する者人身に復するを得ず』と。遂に被を以て之を掩殺す」と。是れ恭帝の崩は宋武の弑に由るなり。乃るに本紀、絶えて一字も書せず。後人をして褚淡之等の傳を聞せざらしめば、誰か復た恭帝の弑せられ、宋武の且くも倖に篡逆の罪を逃れざるを知らんや。「南史改めて「零陵王殂す、宋の志なり」と云ふ」文帝の崩も亦た元凶劭の弑を書せず、但だ「二月甲子、上含章殿に崩ず、時に年

四十七」と云ふのみ。若し劭及び徐湛之・江湛等の傳を參閱せざれば亦た竟に寢殿に考終する者に似たり。「南史改めて「元凶劭逆を構へ、帝合殿に崩ず」と云ふ」前廢帝紀「太尉沈慶之薨ず」と書す。是の時廢帝凶暴にして、何邁を誅せんと欲するも、慶之の同ぜざるを慮り、乃ち沈攸之を遣はし、先に藥を齎し慶之に死を賜はしむ。今但だ「薨ず」と曰はば亦た考終する者と何ぞ異ならんや。「南史「太尉沈慶之を殺す」と書す」又孝武紀に「泰始七年建安王休仁有りて自殺す」と書す。按ずるに休仁の地は親賢に處し、孝武は病劇しく、身後の慮りを爲すが故に、召して尙書省に宿らしめ、人を遣はし藥を齎し死を賜ふ。休仁傳に既に之を詳らかにす。本紀何ぞ「罪有りて自殺す」と云ふを得んや。「南史「建安王休仁を鳩す」と書す」昇明中、袁粲・王宜興・黃回皆蕭道成を誅するを謀るを以て殺さる。宋書は則ち「袁粲石頭に據りて反し誅に伏す」と書す。王宜興・黃回も亦た皆「罪有りて誅に伏す」と書す。所謂謀反とは劉氏に反するや、蕭氏に反するや、罪有りとは果たして何の罪なるや。「南史は則ち「袁粲蕭道成を誅するを謀るも果たせず、旋て覆滅せらる。黃回執政に貳し死を賜ふ。王宜興執政に貳し誅せらる」と云ふ」

然るに此れ猶ほ其の名を紀に諱みて其の實を傳に著すは彼此錯見すべしと曰ふがごときなり。順帝の蕭道成に禪するや、「是の日帝は内に居し、之を聞き、佛蓋の下に逃れ、太后懼れ自ら闈豎を帥る之を索め、帝既に出で宮人行きて哭す。帝丹徒宮に居し齊人之を守る。建元元年五月監者帝を殺すも疾を以て訃げ、齊人之を徳とし、賞するに封邑を以てし、宋の王侯は少長と無く皆幽死す」と。事南史に見ゆ。而るに宋書は則ち但だ「帝位を東邸に遜り、齊王踐祚して帝を封じて汝陰王と爲し、待するに不臣の禮を以てす。建元元年五月丹陽宮に殂す」と云ふのみにして竟に授受に其の正しきを得、絶えて一毫の逆跡無きに似たり。本紀は此の如く、又別傳にて其の事を錯見する無し。若し南史の記載に非ざれば千載の下、誰か復た順帝の篡せられ弑せらるるの慘の此の若きを知らんや。又孝武の母の路太后明帝の時に至るまで尙ほ存し、義嘉の難の作るを聞き「晉安王子勛の反なり」太后心之を幸いとして上を延き酒を飲み毒を置き以て進む。侍者上の衣を引き、上悟り其の卮を以て壽を上り、是の日太后崩じ、之を秘し喪すること禮の若し。事亦た南史に見ゆ。自らはれ當日の寔事なり。而れども宋書路淑媛傳「即ち路太后なり」但だ明帝の孝、

太后の慈を敘するのみにして、此の事略して一字も無く、亦た他傳に錯見せず。見るべし、宋書の書法は全く廻護忌諱多くして直筆を少くなり。按ずるに、沈約嘗て宋齊梁の三朝に歷仕し、其の宋書を撰するは齊武帝の永明中に在るが故に、宋齊の易代の際に于て自ら敢て直筆せず、即ち單に宋の事を紀すも亦た稍やも廻護を存せざる能わざる者有り。約嘗て袁粲傳を立てるを疑ふ。武帝曰く「粲は自ら是れ宋室の忠臣なり」と。約又多く明帝の諸々の鄙瀆の事を載す。帝曰く「我昔經て明帝に事ふ。卿諱惡の義を思ふべし」と。是に於て省除する所多し。事齊書王智深傳に見ゆ。然らば則ち約の撰する所の原文已に刪削多きなり。又殷淑儀は本南郡王義宣の女なり。「孝武の從姊妹なり」義宣敗れ、孝武密かに之を娶り、寵は後宮に冠たり。卒するに及び謝莊に命じて誄を爲らしめ、巫者をして其の形を帷中に召見せしむ。將に手を執らんとするに及び奄然として逝く。「事南史に見ゆ」宋書并びに傳を立てず。蓋し亦た孝武帝の爲に諱むの意なり。然ども何邁新蔡公主に尙し、廢帝の爲に後宮に納れ詭りて「薨逝す」と言ひ、一婢を殺して邁家に送還す。趙倩文帝の女、海鹽公主に尙し、始興王濬「文帝の子」宮掖に出入し、公主と亂し、倩怒り

肆詈搏擊し、引きて帳帶を絶ち、文帝遂に詔して離婚せしめ、主の生む所の母蔣美人を殺す。此の二事殷淑儀の例に循ふが若きも亦た應に諱みて書せざるべし。乃るに又た新蔡を何皇后傳に詳らかにし、海鹽を趙倫之傳に詳らかにするは何ぞや。

【語注】

○武帝—劉裕、字は德輿、宋の開國の祖。『宋書』卷一に本紀有り。○晉恭帝—司馬德文、東晉最後の皇帝。『晉書』卷十に本紀有り。○王は表を奉—『宋書』卷二武帝本紀中に「王奉表陳讓、晉帝已遜琅邪王第、表不獲通。於是陳留王虔嗣等二百七十人、及宋臺羣臣、竝上表勸進」と有り、『宋書』卷三武帝本紀下に「封晉帝爲零陵王、全食一郡。載天子旂旗、乘五時副車、行晉正朔、郊祀天地禮樂制度、皆用晉典。上書不爲表、答表勿稱詔」と有る。○零陵王薨じ—『宋書』卷三武帝本紀下に「九月己丑、零陵王薨。車駕三朝率百僚舉哀于朝堂、一依魏明帝服山陽公故事。太尉持節監護、葬以晉禮」と有る。○魏明帝—曹叡、字は元中、魏の三代皇帝。『三國志』卷三に本紀有り。○山陽公—劉協、後漢最後の皇帝。曹丕は帝位を篡つて山陽公とした。

『後漢書』本紀九に本紀有り。○桓元の時：…桓玄のこと。字は敬道。安帝に諷して禪位せしめ、帝號を稱すも劉裕等に誅せられた。元と書くは康熙帝の諱（玄燁）を避けたため。『晉書』卷九十九、『魏書』卷九十七に傳有り。『宋書』卷二武帝本紀中に「詔草既成、送呈天子使書之、天子即便操筆、謂左右曰桓玄之時、天命已改、重爲劉公所延、將二十載。今日之事、本所甘心」と有る。○劉公—先述の武帝のこと。○位を遜るの：…『宋書』卷五十二褚淡之傳に「及恭帝遜位、居秣陵宮、常懼見禍、與褚后共止一室、慮有酖毒、自煮食於牀前。高祖將殺之、不欲遣人入內、令淡之兄弟視褚后、褚后出別室相見、兵人乃踰垣而入、進藥於恭帝。帝不肯飲、曰佛教自殺者不得復人身。乃以被掩殺之」と有る。○淡之—河南陽翟の人。褚淡之、字は仲源。『宋書』卷五十二に傳有り。○零陵王殂す：…『南史』卷一武帝本紀に「九月己丑、零陵王殂、宋志也」と有る。○元凶劬—劉劬、字は休遠。皇太子となつて後、巫蠱をなし、將に廢せられんとして弑逆を行うも、義兵のために殺された。『宋書』卷九十九に傳有り。○二月甲子、…『宋書』卷五文帝本紀に「甲子、上崩于含章殿。時年四十七」と有る。○徐湛之—東海郟の人、字は孝源。范曄等の亂に坐したが

赦され、後に廢立のことを以て元凶劬に殺される。『宋書』卷七十一に傳有り。○江湛—濟陽考城の人、字は微淵。徐湛之と共に『宋書』卷七十一に傳有り。○元凶劬逆を：…『南史』卷二文帝本紀に「二月甲子、元凶劬構逆、帝崩于合殿、時年四十七」と有る。○前廢帝—劉子業、小字は法師。『宋書』卷七に本紀有り。○太尉沈慶之：…『宋書』卷七前廢帝本紀に「十一月壬辰、寧朔將軍何邁下獄死。新除太尉沈慶之薨」と有る。○沈慶之—吳興武康の人、字は弘先。廢帝の凶暴を諫争して遂に害せられた。『宋書』卷七十七に傳有り。○沈攸之—吳興武康の人、字は仲達。慶之の従父兄の子。『宋書』卷七十四に傳有り。○太尉沈慶之：…『南史』卷二前廢帝本紀に「癸巳、殺新除太尉沈慶之」と有る。○泰始七年建：…『宋書』卷八明帝本紀に「五月戊午、司徒建安王休仁有罪、自殺」と有る。○休仁傳に既：…『宋書』卷七十二始安王休仁傳に「上疾篤、與楊運長等爲身後之計、慮諸弟強盛、太子幼弱、將來不安。運長又慮帝宴駕後、休仁一旦居周公之地、其輩不得秉權、彌贊成之。上疾嘗暴甚、内外莫不屬意於休仁、主書以下、皆往東府詣休仁所親信、豫自結納、其或直不得出者、皆恐懼。上既宿懷此意、至是又聞物情向之、乃召休仁入見。既

而又謂曰、夕可停尙書下省宿、明可早來。其夜遣人齎藥賜休仁死」と有る。○建安王休仁：—『南史』卷三明帝本紀に「夏五月戊午、鳩司徒建安王休仁」と有る。○袁粲—陳郡陽夏の人、字は奉倩。明帝の時、官は中書令。明帝が崩ずるに、褚淵等と共に顧命を受け、順帝の時、中書監に遷り、出でて石頭に鎮し、齊高帝を攻めんことを謀り、謀泄れて殺される。『宋書』卷八十九に傳有り。○王宜興—『宋書』卷八十九袁粲傳に「時齊王功高德重、天命有歸、粲自以身受顧託、不欲事二姓、密有異圖、丹陽尹劉秉、宋代宗室、前湘州刺史王蘊、太后兄子、素好武事、竝慮不見容於齊王、皆與粲相結。將帥黃回、任候伯、孫曇瓘、王宜興、彭文之、卜伯興等、竝與粲合」と有り、『宋書』卷十順帝本紀に「閏月辛巳、屯騎校尉王宜興有罪伏誅」と有る。○黃回—竟陵郡の軍人。元凶劭を討ち功有り、明帝の即位後も軍功を上げるも齊高帝に附かずして殺される。『宋書』卷八十三に傳有り。○蕭道成—字は紹伯、齊の開國の祖高帝。『南齊書』卷一に本紀有り。○袁粲石頭に：—『宋書』卷十順帝本紀に「是日、司徒袁粲據石頭反、尙書令劉秉、黃門侍郎劉述、冠軍王蘊率衆赴之。黃回及輔國將軍孫曇瓘、屯騎校尉王宜興、輔國將軍任候伯、左軍將軍彭文之密相響

應。中領軍劉韞、直閣將軍卜伯興在殿內同謀。錄公齊王誅韞等於省內。軍主蘇烈、王天生、薛道淵、戴僧靜等陷石頭、斬粲於城內。秉、述、蘊踰城走、追擒之、竝伏誅」と有る。○袁粲蕭道成：—『南史』卷三宋本紀に「壬申、司徒袁粲據石頭、謀誅道成、不果、旋見覆滅：閏月辛巳、屯騎校尉王宜興貳於執政、見誅：夏四月、南兗州刺史黃回貳于執政、賜死」と有る。○順帝—劉準、字は仲謀、宋の最後の皇帝。『宋書』卷十に本紀有り。○是の曰帝は：—『南史』卷三順帝本紀に「是日、王敬則以兵陳于殿庭、帝猶居內、聞之、逃于佛蓋下。太后懼、自帥闔閭索、扶幸板輿。黃門或促之、帝怒、抽刀投之、中項而殞。帝既出、宮人行哭、俱遷。備羽儀、乘畫輪車、出東掖門。封帝爲汝陰王、居丹徒宮、齊兵衛之。建元元年五月己未、帝聞外有馳馬者、懼亂作、監人殺王而以疾赴、齊人德之、賞之以邑。六月乙酉、葬于遂寧陵、諡曰順帝。宋之王侯無少長皆幽死矣」と有る。○帝位を東邸：—『宋書』卷十順帝本紀に「壬辰、帝遜位于東邸。既而遷居丹陽宮。齊王踐阼、封帝爲汝陰王、待以不臣之禮。行宋正朔、上書不爲表、答表不爲詔。建元元年五月己未、殂于丹陽宮、時年十三」と有る。○明帝—劉彧、字は休景、廢帝の子業を弑して即位。宋の六代皇帝。『宋書』

卷八に本紀有り。○義嘉の難―『南史』卷十一路太后傳に「及聞義嘉難作、太后心幸之、延上飲酒、置毒以進。侍者引上衣、上寤、起以其卮上壽。是日太后崩、祕之、喪事如禮」と有る。○晉安王子勛―泰始二年正月七日、鄧琬が子勛を奉じて帝とし、位を尋陽城で偽り、年號を義嘉としたが、沈攸之の諸軍が尋陽に至り、子勛と其の母を誅した。

『宋書』卷八十に傳有り。○沈約―吳興武康の人、字は休文。『宋書』を撰す。『梁書』卷十三に傳有り。○約嘗て袁

粲―『南齊書』卷五十二王智深傳に「世祖使太子家令沈約撰宋書、擬立袁粲傳、以審世祖。世祖曰、袁粲自是宋家忠臣。約又多載孝武明帝諸鄙瀆事、上遣左右謂約曰、孝武事迹不容頓爾。我昔經事宋明帝、卿可思諱惡之義。於是多所省除」と有る。○殷淑儀―『南史』卷十一殷淑儀の傳に「殷淑儀、南郡王義宣女也。麗色巧笑。義宣敗後、帝密取之、寵冠後宮。假姓殷氏、左右宣泄者多死、故當時莫知所出…於是擬李夫人賦以寄意焉。謝莊作哀策文奏之、帝臥覽讀、起坐流涕曰、不謂當今復有此才。都下傳寫、紙墨爲之貴」と有る。○新蔡公主―『宋書』卷四十一何皇后傳に「子邁、尚太祖第十女新蔡公主諱英媚。邁少以貴戚居顯宦、好犬馬馳逐、多聚才力之士。有墅在江乘縣界、去京師三十

里。邁每游履、輒結駟連騎、武士成羣、大明末、爲豫章王子尚撫軍諮議參軍、加寧朔將軍南濟陰太守。廢帝納公主於後宮、僞言薨殞、殺一婢送出邁第殯葬行喪禮」と有る。○海鹽公主―『宋書』卷四十六趙倫之傳に「子倩、尚文帝第四女海鹽公主。初始興王濬以潘妃之寵、故得出入後宮、遂與公主私通。及適倩、倩入宮而怒、肆詈搏擊、引絕帳帶。事上聞、有詔離婚、殺主所生蔣美人」と有る。

【現代語譯】

『宋書』は、武帝の即位においては、先ず晉の恭帝の禪位の詔書・策書・璽書を書く。つづいて「宋王は表を奉つて陳讓したが、しかし晉帝は已に琅琊王の屋敷に去っており、上表は届かなかった。そこで羣臣はみな（宋王に）上表して觀進した。そこで（宋王は）即位して晉帝を封じて零陵王とし、一郡を食み、天子の旌旗を載せ、晉の正朔を行わせ、書を奉つても表とせず、表に答えても詔としなかった」という。明年八月には「零陵王は薨じ、三朝に車駕して百官を率い、喪を朝廷で行った。専ら魏明帝が山陽公に服した故事に依り、太尉は監護して埋葬するのに晉の禮をもちいた」と書く。このようであれば宋武帝の晉帝に對す

る行いは終始一貫していると謂える。(しかしながら)考えてみるに、恭帝の禪讓は有司が詔の草案を撰し、成ってから恭帝にすすめたもので、恭帝はすぐに筆を操り左右に「桓玄の時に天命は已に改まっていたが、しかし重ねて劉公によって延命し、ほぼ二十年経つ。今日の事はもともとしようがないことである」といったが、そうであれば禪位が已むを得ない状況に迫られたといってもなお恭帝の願う所である。(しかし褚淡之傳に)「位を遜った後に秣陵宮に居住するようになると、常に害せられることを懼れて褚后と共に一室に處り、牀前で自炊した。高祖は褚后の兄弟の褚淡之等に褚后を伺わせ、褚后は別室に出て會見し、兵はその隙を衝いて垣を踰え、入室して毒藥を恭帝にすすめた。恭帝は(藥を)飲むことを承知せず、『佛教では自殺した者は人身に歸ることができなくなる』といったので、とうとう(兵は)布團をかぶせて覆い殺した」と有る。このように恭帝の崩御は宋武帝の弒によるものである。しかし本紀ではけっして一字も書いていない。もし後人に褚淡之等の傳を聞かせなかったら、誰が再び恭帝が弒せられ、宋武が少しも倖に篡逆の罪を逃れられないことを知りえようか。『南史』は改めて「零陵王殂す、宋の意志である」という

文帝の崩御も亦た元凶劭が弒したことを書かずに、但だ「二月甲子、上は含章殿に崩じた。時に歳は四十七」というだけである。もし劭及び徐湛之・江湛等の傳を參閲しなかったら先の例と同じようにまるで疊の上で人生を全うした者のようである。『南史』は改めて「元凶劭は反逆をくわだて、文帝は合殿に崩御した」という。前廢帝紀は「太尉の沈慶之が薨じた」と書く。是の時、廢帝は凶暴で何邁を殺そうと思ったが、しかし沈慶之が同心しないことを慮って沈攸之を遣わし、先に藥を齎し沈慶之に死を賜わせた。今但だ「薨ず」いったならば壽命を全うした者となんの違いがあるか。『南史』は「太尉の沈慶之を殺す」と書く。又孝武紀は「泰始七年、建安王休仁は有罪で自殺した」と書く。考えるに、休仁の地位領地が賢人に親むところで、一方孝武帝は病が劇しく、自分の死後の事を考え、休仁を召して尙書省に宿らせ、人を遣わし藥を齎し死を賜わせたのである。休仁傳では既に之を詳らかにしている。本紀のようにならして「有罪で自殺した」などと云うことがよくか。『南史』は「建安王求仁を毒殺した」と書く。昇明中に袁粲・王宜興・黃回は皆蕭道成を誅殺することを謀って殺された。『宋書』はとりもなおさず「袁粲は石頭に據っ

て反逆し、誅に伏した」と書く。王宜興・黄回も亦た皆「罪有って誅に伏した」と書かれている。所謂謀反とは、劉氏に反することだろうか、はたまた蕭氏に反することだろうか、また有罪とは果たして何の罪だろうか。『南史』は則ち「袁粲は蕭道成を誅殺することを謀ったが果たせず、旋て覆滅された。黄回は執政に貳し死を賜わった。王宜興は執政に貳し誅された」と書く」しかしながらこれらはなお、その名を紀に諱んでその實を傳に著し、あれこれ錯って見ることができるといふようなものである。順帝が蕭道成に禪讓したことにおいては、「この日順帝は内に居り、これを聞いて佛蓋の下に逃れ、太后は懼れて自ら宦官を帥いて帝を探し求め、順帝が捕まって宮人は集まり號泣した。順帝は丹徒宮に居り、齊人はこれを見張り、建元元年五月監者は順帝を殺したが病没と報告し、齊人はこのことを徳として恩賞に領地を與え、宋の王侯は老いも若きも皆捕らえられて死んだ」と有る。事は『南史』に見える。しかし『宋書』は則ち但だ「順帝は帝位を東邸に遜り、齊王は踐祚して順帝を封じて汝陰王とし、不臣の禮を用いて待遇した。建元元年五月丹陽宮に殂した」というだけで、とうとう帝位の受け渡しがその正當な手続きに則っており、

全く反逆の形跡がないようである。本紀はこのようであり、又別傳で其の事を錯り見ることもない。もし『南史』の紀載がなかったら、千年の後に誰が再び順帝が篡奪され弑殺された慘劇がこのようであったことを知ろうか。又孝武帝の母の路太后は明帝の時に至るまでまだ生存しており、義嘉の難がおこったことを聞いて「晉安王子勛の反である」太后は心中でこれを幸いとし、明帝を招き酒を飲み交わし、毒を入れて進めた。侍者は明帝の衣を引き、明帝は悟って其の卮を用いて壽をたてまつり、この日に太后は崩御し、このことを秘密にしながら、喪は禮の通りに行った。事は亦た『南史』にみえる。自らこれはその日の出來事である。しかし『宋書』路淑媛傳には「即ち路太后である」但だ明帝の孝行と太后の慈愛とを敘述するだけで、此の事は省略して一字も無く、亦た他傳にも錯り見えない。以上のことから、『宋書』の書法は全く廻護忌諱が多く直筆を缺いていることが分かる。考えるに、沈約は嘗て宋・齊・梁の三朝に歷仕し、その『宋書』を撰したときは齊の武帝の永明中であつたので、宋齊の易代の際においては自ら決して直筆せず、ただ單に宋の事を紀するにしても亦た少しも廻護をしないわけにはいかなかったのである。沈約が嘗て袁粲

傳を立てることを迷った折に、武帝は「袁粲はおのずから宋室の忠臣である」といった。沈約は又多くの明帝の諸々鄙瀆の事を載せたが、武帝は「我は昔明帝に仕えていた。

貴方は悪を諱むの義を思いなさい」といった。こうして省除する所が多くなった。この事は『齊書』王智深傳に見える。そうであれば沈約の撰する所の原文には已に刪削が多いことになる。又殷淑儀はもともと南郡王義宣の娘である。

「孝武の従姉妹」義宣が敗れ、孝武は密かに之を娶り、寵愛は後宮で一番だった。卒するに及んで謝莊に命じて誄を書かせ、巫者にその姿を帷中に召し見させ、ちょうど手を執ろうとしたときに奄然として逝った。「事は『南史』に見える」『宋書』は並びに傳を立てていない。考えるに、亦た孝武帝の爲に諱んだのだろう。しかしながら何邁が新蔡公主に尙し廢帝の爲に後宮に納れて詭って「薨逝した」と言い、一碑を殺して邁の家に送還したと、趙倩が文帝の娘の海鹽公主に尙し始興王濬「文帝の子」が宮掖に入りして公主と亂し、倩が怒って肆詈搏撃し、引きて帳帯を絶ち、文帝がとうとう詔して離婚させ、公主の生みの親蔣美人を殺した、という此の二つの事は殷淑儀の例に循ったならば、また當然諱んで書かないべきである。しかし又

新蔡公主を何皇后傳に詳らかにし、海鹽公主を趙倫之傳に詳らかにしたのはどうしてだろうか。

(齋藤 昭敏)

【原文】

7 宋書敘事及編次俱有失檢處

宋書敘事有易混者如劉穆之傳高祖克京城問何無忌索一軍吏此京城乃京口城也下又云從平京邑則破桓元兵後從入建鄴也然京城京邑有何分別南史先敘克京城次敘入建鄴較爲清晰又少帝司馬皇后本晉恭帝女則但云晉恭帝女可矣乃后傳先云河内溫人晉恭帝女也司馬氏爲帝已百餘年尙必繫其族望耶王僧綽乃曇首之子曇首既有傳僧綽傳但云曇首之子可矣乃又云琅琊臨沂人左祿大夫曇首子也亦豈不贅耶何偃乃何尙之之子也偃既編在十九卷尙之反編在二十六卷沈攸之乃沈慶之之從子也攸之在三十四卷慶之反在三十七卷他如張劭子暢及從子敷一家而分繫於三卷檀道濟檀祗檀詔兄弟也而各分卷謝晦謝瞻兄弟也而亦各分卷南史則爲一人立傳而其家之兄弟子孫悉附焉宋子京新唐書遂倣此例也

【書き下し】

宋書の敘事及び編次俱に檢を失ふ處有り

宋書の敘事に易混せる者有り。劉穆之傳の「高祖京城に克つに何無忌に問ひ、一軍吏を索む」の如き、此の京城は乃ち京口城なり。下に又云ふ「從つて京邑を平ぐ」とは、

則ち桓元の兵を破り後、從つて建鄴に入るなり。然らば京城・京邑何の分別有らん。南史は先づ「京城に克つ」を敘し、次いで「建鄴に入る」を敘す。較ぶるに清晰爲り。

又少帝の司馬皇后は本晉の恭帝の女なれば、則ち但だ「晉の恭帝の女」と云はば可なり。乃るに后傳に先づ「河内温の人、晉の恭帝の女なり」と云ふ。司馬氏帝と爲りて已に百餘年、尙ほ必ず其の族望に繋ぐるや。王僧綽は乃ち曇首の子なり。曇首既に傳有れば、則ち僧綽傳に但だ「曇首の子」と云はば可なり。乃るに又「琅琊臨沂の人、

左祿大夫曇首の子なり」と云ふ。亦た豈に贅ならずや。何偃は乃ち何尙之の子なり。偃既に十九卷に編在し、尙

之反つて二十六卷に編在す。沈攸之は乃ち沈慶之の從子なり。攸之三十四卷に在り、慶之反つて三十七卷に在り。他の張劭・子の暢及び從子の敷の如きは一家にして、分かちて三卷に繋ぐ。檀道濟・檀祗・檀韶は兄弟なり。而るに

各々卷を分く。謝晦・謝瞻は兄弟なり。而るに亦た各々卷を分く。南史は則ち一人の爲に傳を立て、其の家の兄弟・子孫は悉く焉に附す。宋子京の新唐書は遂に此の例に倣ふなり。

【語注】

○高祖京城……『宋書』卷四十二劉穆之傳に「及高祖克京城、問何無忌曰、急須一府主簿、何由得之。無忌曰、無過劉道民」と有る。○京口城——現在の江蘇省丹徒縣。○從つて京邑……『宋書』卷四十二劉穆之傳。○桓元の兵を……桓元は、桓玄のこと。宋の高祖劉裕が桓玄の兵に勝つて建鄴に入ったのは、元興三（四〇四）年三月のことである。

○南史は先づ……『南史』卷十五劉穆之傳に「及武帝剋京城、從何無忌求府主簿、無忌進穆之。……即於坐受署。從平建鄴」と有る。○少帝の司馬……司馬皇后は、諱は茂英。

晉の恭帝の女。初め海鹽公主に封ぜられ、後の少帝に尙す。『宋書』卷四十一・『南史』卷十一に傳有り。○河内温の……『宋書』卷四十一少帝司馬皇后傳。○王僧綽は乃……王僧綽の傳は『宋書』卷七十一に、王曇首の傳は卷六十三に在り。○琅琊臨沂の……『宋書』卷七十一王僧綽傳。○何偃

は乃ち……『宋書』は何偃の傳を卷五十九（列傳第十九）に、何尙之の傳を卷六十六（列傳第二十六）に置く。『南史』は共に卷三十に在り。○沈攸之は乃……『宋書』は沈攸之の傳を卷七十四（列傳第三十四）に、沈慶之の傳を卷七十七（列傳第三十七）に置く。『南史』は共に卷三十七に在り。○張劭・子の……『宋書』は張劭の傳を卷四十六に、張暢の傳を卷五十九に、張敷の傳を卷六十二に置く。『南史』は共に卷三十二に在り。○檀道濟・檀……『宋書』は檀道濟の傳を卷四十三に、檀祗の傳を卷四十七に、檀韶の傳を卷四十五に置く。『南史』は共に卷十五に在り。○謝晦・謝瞻……『宋書』は謝晦の傳を卷四十四に、謝瞻の傳を卷五十六に置く。『南史』は共に卷十九に在り。

【現代語譯】

『宋書』の敘事には入り亂れた處が有る。例えば劉穆之傳の「高祖が京城を攻めるに際して何無忌に尋ね、軍吏を求めた」の此の京城とは、乃ち京口城のことである。下文で又いつている「従つて京邑を平ぐ」とは、桓元の兵を破つた後、従つて建鄴に入城したことである。そうであるならば京城と京邑とはどんな違いがあるうか。『南史』では先

に「京城を攻める」と記述し、次に「建鄴に入城した」と記述している。比較するとはっきりとして分かりやすい。又少帝の司馬皇后は本は晉の恭帝の娘であるのだから、但だ「晉の恭帝の娘」といえばよろしい。それなのに后傳で先に「河内 溫の人、晉の恭帝の娘である」といつている。司馬氏が帝位に就いて百餘年経つのに、まだ其の名門の家柄に關係付けようとするのか。王僧綽は曇首の子である。曇首の傳が既に有れば、僧綽傳で但だ「曇首の子」といえばよろしい。それなのに又「琅琊臨沂の人、左祿大夫曇首の子である」といつている。何とまあ餘計ではないか。何偃は乃ち何尙之の子である。何偃の傳は既に十九卷に編集されているのに、何尙之は逆に二十六卷に在る。沈攸之は乃ち沈慶之の従子である。沈攸之の傳は三十四卷に在るのに、沈慶之は三十七卷に在る。他の張劭と其の子の張暢及び従子の張敷たちは一族であるのに、それぞれ三卷に分けている。檀道濟・檀祗・檀韶は兄弟であるのに、それぞれ巻を分けている。謝晦・謝瞻は兄弟であるのに、彼らもそれぞれ巻を分けている。『南史』は一人の傳を作つて、その人物の兄弟や子孫は全てそれに附けられている。宋子京の新唐書は遂に此の例に倣つた。

【原文】

8 宋書繁簡失當處

前史於名臣奏疏之類原有載其全文者如賈誼之治安策董子之天人策非有關政治卽有關道學至司馬相如大人賦之類則因其本以才學著稱故存一二以見一斑其他則不概錄也宋書則凡有文字無不收入如王宏傳載其建屯田一議彈謝靈運一疏辭官一表引咎遜位一表乞解州錄一表并文帝答詔一道又辭官一表縷縷幾三千字其議同伍犯法及主守偷盜二條既全載原議又兼載王淮之一議何尚之一議宏再折中一議又共二千餘字徐羨之傳載其歸政一表答詔一道再辭一表文帝數罪一詔共三千字傅亮傳載演慎一篇感物賦一篇共三千餘字王微傳載其與江湛一書與王僧綽一書與何偃一書答王僧謙一書共四五千字鄭鮮之傳載其議滕羨之父屍未歸仕宦不輟一書舉謝綯自代一書彈劉毅一疏議沈叔任以父疾去官一疏諫伐赫連一疏共三千餘字裴松之傳載其請禁私碑一疏遣使巡行一詔使回覆奏一疏共二千餘字何承天傳載其安邊論共三千餘字諸如此類不一而足至謝靈運傳載其撰征賦一篇山居賦一篇共萬餘字顧覲子傳載其定命

論一篇三千餘字鮮之所議及承天安邊論猶曰有關時事也靈運之載賦猶曰靈運本以才著也其他有何關繫而連篇累牘如此不徒費筆墨乎謝晦傳載其舉兵向闕時上文帝一表略見其不得已之心迹可矣乃又載其諭臺一檄及破到彥之後再上帝一表共八九千字又何其不憚辭費乎既如此纖悉必載矣王宏當國將加榮爵于人必先譴責若美相盼接必無所諧人或問故曰王爵加人又相撫勞便是與人主分功若求者絕官敘之分又不微假顏色卽成怨府此乃宏相業之大者「事見南史」宋書本傳反不載何也檀道濟初與謝晦等同預廢立之事後文帝翻用道濟討晦此中另有轉關南史云帝欲道濟領兵王華以爲不可上曰道濟從人者也曩非創謀今撫而使之必將無慮此正見文帝之用道濟及道濟討晦之由應是當日情事乃宋書反不敘及但云帝討晦道濟率軍繼到彥之彥之戰敗道濟至晦兵不戰而潰如此則道濟纔與晦同事忽又舉兵討晦閱史者何由了然耶

【書き下し】

宋書の繁簡失當の處

前史は名臣の奏疏の類に於ては、原より其の全文を載する者有り。賈誼の治安の策、董子の天人の策の如きは、政治に關する有るに非ず、即ち道學に關有り。司馬相如の大人

の賦の類に至りては、則ち其の本より才學を以て著稱せらるるに因るが故に、一二を存して以て一斑を見し、其の他は則ち概録せざるなり。宋書は則ち凡そ文字有らば收入せざるは無し。王宏傳に、其の屯田を建つるの一議、謝靈運を彈ずるの一疏、官を辭するの一表、咎を引き位を遜るの一表、乞ひて州録を解くの一表、并せて文帝の詔に答ふの一道、又官を辭するの一表を載せ、縷縷として三千字に幾し。其の同伍の法を犯し及び主守の偷盜を議すの二條は、既に原議を全載す。又王准之の一議、何尚之の一議、宏再び中を折るの一議を兼載し、又共に二千餘字。徐羨之傳に、其の政に歸すの一表、詔に答ふの一道、再び辭すの一表、文帝數々罪すの一詔を載せ、共に三千字。傅亮傳に、演愼の一篇、感物の賦一篇を載せ、共に三千餘字。王微傳に、其の江湛に與ふるの一書、王僧綽に與ふるの一書、何偃に與ふるの一書、王僧謙に答ふるの一書を載せ、共に四五千字。鄭鮮之傳に、其の滕羨の父屍すも未だ歸らず、宦に仕きて輟めざるを議すの一書、謝綯を擧げて自ら代へしむの一書、劉毅を彈ずるの一疏、沈叔任父の疾を以て官を去るを議すの一疏、赫連を伐たんとするを諫むるの一疏を載せ、共に三千餘字。裴松之傳に、其の私碑を禁ずるを請ふ

の一疏、使を遣はして巡行するの一詔、使回りて覆奏すの一疏を載せ、共に二千餘字。何承天傳に、其の安邊論を載せ、共に三千餘字の如き、諸々の此の如きの類は、一にしで足らず。謝靈運傳に、其の撰征の賦一篇、山居の賦一篇を載せ、共に萬餘字、顧覲之傳に、其の定命論一篇を載せ、三千餘字に至る。鮮之の議する所及び承天の安邊論は、猶ほ時事に關する有るなりと曰へり、靈運の賦を載するは、猶ほ「靈運は本より才を以て著るるなり」と曰へり。其の他何の關繫有りてか連篇累牘此の如きや、徒に筆墨を費すのみならざらんや。謝晦傳に、其の兵を擧げ闕に向ふの時文帝に上るの一表を載せ、略其の已むを得ざるの心迹を見すは可なり。乃るに又其の臺に諭す一檄及び到彦之を破るの後再び帝に上るの一表を載せ、共に八九千字。又何ぞ其れ辭費を憚らざらんや。既に此の如く纖悉必ず載す。「王宏の國に當るや、將に榮爵を人に加へんとするには必ず譴責を先にす。美相盼接するには必ず諸ふ所無きが若し。人故を問ふ或り。「王爵人に加ふるに、又相ひ撫勞す。便ち是れ人主と功を分つ。求むる者、官敘の分を絶つが若きは、又微かに顔色を假らず、即ち怨府と成る」と曰ふ」と。此れ乃ち宏の相業の大なる者なるも「事は南史に見ゆ」、

宋書本傳に反て載せざるは何ぞや。檀道濟初め謝晦等と共に廢立の事に預る。後文帝翻りて道濟を用ひて晦を討たしむ。此の中に別に轉關有り。南史に「帝道濟に兵を領めしめんと欲す。王華は以て不可と爲す。上曰く、『道濟は人に從ふ者なり。曩に謀を創むるに非ず。今撫して之を使はば、必ず將に慮無からんとす』と」と云ふ。此れ正に文帝の道濟を用ひ、及び道濟の晦を討つの由を見す。應に是れ當日の情事なるべきも、乃るに宋書は反て敘及せず、但だ「帝晦を討たんとす。道濟軍を率ゐ、到彦之を繼がんとす。彦之戰ひ敗れ、道濟至る。晦の兵戰はずして潰ゆ」と云ふのみ。此の如ければ則ち、道濟は纔かに晦と事を同じくするも、忽ち又兵を擧げて晦を討つ。史を閲する者、何に由りて了然たらんや。

【語注】

○王宏傳—『宋書』卷四十二。○徐羨之傳—『宋書』卷四十三。○傅亮傳—『宋書』卷四十三。○王微傳—『宋書』卷六十二。○鄭鮮之傳—『宋書』卷六十四。○裴松之傳—『宋書』卷六十四。○何承天傳—『宋書』卷六十四。○謝靈運傳—『宋書』卷六十七。○顧覲之傳—『宋書』卷八十

一。○謝晦傳—『宋書』卷四十四。○王宏の國に：—『南史』卷二十一王宏傳に「自領選及當朝總錄、將加榮爵於人者、每先呵責譴辱之、然後施行。若美相盼接語欣歡者、必無所諧。人問其故。答曰、王爵既加於人、又相撫勞、便成與主分功、此所謂姦以事君者也。若求者絕官敘之分、既無以爲惠、又不微借顏色、即大成怨府、亦鄙薄所不任」と有る。○檀道濟初：—『宋書』卷四十四謝晦傳に「初晦與徐羨之・傅亮謀爲自全之計、晦據上流、而檀道濟鎮廣陵、各有強兵、以制持朝廷。羨之亮於中秉權、可得持久。及太祖將行誅、王華之徒咸云、道濟不可信。太祖曰、道濟止於脅從、本非事主。殺害之事、又所不關。吾召而問之、必異。於是詔道濟入朝、授之以衆、委之西討。晦聞羨之等死、謂道濟必不獨全、及聞率衆來上、惶懼無計」と有る。○帝道濟に：—『南史』卷十五檀道濟傳に「上將誅徐羨之等、召道濟欲使西討。王華曰、不可。上曰、道濟從人者也。曩非創謀、撫而使之、必將無慮」と有る。○帝晦を討：—『宋書』卷四十三檀道濟傳に「及討謝晦、道濟率軍繼到彦之。彦之戰敗、退保隱圻、會道濟至。晦本謂道濟與羨之等同誅、忽聞來上、人情兇懼、遂不戰自潰」と有る。

【現代語譯】

前史では名臣の奏疏の文の類に關しては、もとよりその全文を載せているものがある。賈誼の治安の策や、董仲舒の天人の策のようなものは、政治に關するものではなく、道學に關するものである。司馬相如の大人の賦の類に至っては、もとより彼の才學が賞賛されているので、一部を載せてその一端を示し、その他の文章は載せてはいない。(それに對して)『宋書』では、文字があつたならば収録してないものはない。王宏傳に、屯田制を敷く一議、謝靈運を正す一疏、官職を辭任する一表、引責して位を讓る一表、自ら願ひ出て州祿を謝絶する一表、並びに文帝の詔に答えた一道、再度官職を辭任する一表を載せ、(その文章は)間斷なく續き三千字に達しようとしている。同伍が法律を犯し、役人が竊盜を働くことを論じる二條は、すでにその全文を載せている。また王准之の一議、何尚之の一議、王宏が二人の意見を折衷した一議も同様に載せ、また共に二千字餘りである。徐羨之傳に、政に歸る一表、詔に答えた一道、再び辭職する一表、文帝がたびたび處罰を加えた一詔を載せ、共に三千字である。傅亮傳に、演慎の一篇、感物の賦一篇を載せ、共に三千字餘りである。王微傳に、江

湛に宛てた一書、王僧綽に宛てた一書、何偃に宛てた一書、王僧謙に答えた一書を載せ、共に四五千字である。鄭鮮之傳に、滕羨は父滕恬が死亡したが歸らず、官職に就いたまま辭職しないことを論じた一書、謝綯を推舉して自ら代えようとする一書、劉毅を正す一疏、沈叔任が父の疾の爲に辭職したことを論じた一疏、赫連(佛佛虜)を討伐せんとする高祖を諫めた一疏を載せ、共に三千字餘りである。裴松之傳に、私碑の建立を禁止することを願ひ求めた一疏、使者を派遣して巡行する一詔、使者が歸り覆奏した一疏を載せ、共に二千字餘りである。何承天傳に安邊論を載せ、共に三千字餘りである。諸々のこのようなものは、一つや二つではない。謝靈運傳に、撰征の賦一篇、山居の賦一篇を載せ、共に一萬餘字、顧覲之傳に、定命論一篇を載せ、三千字餘りに至っている。鄭鮮之の議論や何承天の安邊論は、なお「時事に關係が有る」と言えなくはない。謝靈運の二賦を載せているのは、なお「靈運はもともと才を以てあらわれたのである」と言えなくはない。その他はいかなる關連が有って、これほどまでに文章が長いのか、單に筆や墨の浪費というのみにとどまらないのではなからうか。謝晦傳に、舉兵して闕に向う際に文帝に奉った一表を載せ、

おおよそその当時の彼のやむを得ざる心情を示しているのは、よろしい。それなの更に臺を諫めた一檄や到彦之を破つた後に再度帝に奉った一表を載せ、共に八九千字であるのは、また一體どうして言葉の浪費を憚らないのであろうか。既にこのように事細いことまで必ず載せている。王宏は國政を司るに當り、榮爵を與える際には、必ず懲戒を先んじた。顔色を整えて近づく者に對しては、同調することがない様振る舞った。その理由を問う者がいた。(王宏は)「王からの爵位を人に與える際、その勞をねぎらう。これではその人と功績を分かち合ってしまうことになる。求めている者で、官位や序列の分を無視する様な者に對しては、少しも顔色を窺わず、嚴しい長官となる」と答えた。これは王宏の相業の何よりも優れた點であるのに「事は『南史』に見える」、かえって『宋書』本傳に記載されていないのは、いったいどうしてなのか。當初、檀道濟は謝晦等と共に帝の廢立を謀った。(しかし)後に文帝は、その意を翻して道濟に謝晦を討伐させた。この中に別に一つの轉關がある。『南史』には「文帝は檀道濟に軍を治めさせようした。王華は不可とした。文帝は『檀道濟は人に従う者である。さきに謀をはじめた當人ではない。今重用して彼を使

えば、必ず憂慮は無くなるだろう』と述べた」とある。これはまさしく文帝が檀道濟を用い、檀道濟が謝晦を討伐した背景を示している。まさにこのことは當時の實狀であるのだが、そうであるのに『宋書』はかえって(この部分に)言及しておらず、單に「文帝は謝晦を討伐しようとした。檀道濟は軍勢を率い、到彦之の後を繼ごうとした。到彦之は戦つて敗れ、檀道濟が到着した。謝晦の兵は戦わずに潰走した」と述べているだけである。このようであれば、檀道濟は謝晦といつとき事を同じくしていたが、忽然と兵を擧げて謝晦を討伐したことになる。史書を閲する者は、一體何によつて了然とするであろうか。

(河井 義樹)

【原文】

9 宋書立傳太少

史書立傳原無取乎太多如漢書一部除王子外共只二百四十餘人未嘗非良史也宋書則無詞太多而立傳又太少如汝南太守陳憲當魏太武來攻懸瓠城憲悉力拒守矢石無時不交城中負戶而汲殺賊屍與城平賊藉而上又以短兵拒擊凡四十餘日乃退又參

軍劉泰之以千餘騎襲魏帥轉戰數百里殺三千人及敗不屈死青州刺史竺靈夔守東陽拒魏師瀕危者數四卒能完城徐州刺史王仲德守虎牢魏軍攻圍凡二百日將士眼生瘡體皆乾燥被瘡者不復出血檀道濟等不敢救乃陷于敵終不屈後死於魏此皆將帥中之忠勇者何妨各立一傳乃憲僅附見於南平王鑠傳泰之等僅附見於索虜傳何也鮑照文才爲當時第一宋書既無文苑傳何不立於列傳乃亦僅於臨川王義慶傳內附見之既附於義慶傳矣又全載其河清頌一篇累幅不盡不幾喧客奪主乎文帝潘淑妃最有寵自元皇后薨後六宮無主潘總攝內政其子濬恃寵怙惡帝將賜之死漏言于妃妃以告濬遂促成元凶劾弑逆之禍此豈得不載而宋書并無潘淑妃傳尤見疎漏而八志中却增符瑞一門徒滋荒誕且又不專記劉宋一代并舉義農以來所傳怪異不經之事臚列不遺更謬悠矣

【書かトツ】

宋書の立傳は太だ少なし

史書の立傳は原とより太だ多きに取ること無し。漢書の一部の如きは、王子を除くの外は共に只だ二百四十餘人、未だ嘗て良史に非ずんばあらざるなり。宋書は則ち蕪詞太だ多し。而るに立傳は又太だ少し。汝南太守陳憲は、魏太

武來りて懸瓠城を攻むに當り、憲悉力拒守す。矢石時として交はざるは無し。城中戸を負ひて汲む。賊を殺すに屍は城と平らなり。賊は藉きて上る。又短兵を以て拒撃すること凡そ四十餘日。乃ち退く。又參軍劉泰之千餘騎を以て魏師を襲う。轉戰すること數百里、三千人を殺す。敗るに及んで屈せずして死す。青州刺史竺靈夔は、東陽を守り魏師を拒ぐ。危に瀕すること、數四。卒に能く城を完つたくす。徐州刺史王仲德は虎牢を守る。魏軍攻め圍むこと凡そ二百日、將士の眼は瘡を生じ、體は皆乾燥し、瘡つけらる者は、復た血を出さず。檀道濟等は敢て救はず。乃ち敵に陥つ終に屈せず、後魏に死すの如きは、此れ皆な將帥中の忠勇者なり。何ぞ各々一傳を立てるを妨げんや。乃るに憲は僅かに南平王鑠傳に附見し、泰之等は僅かに索虜傳に附見するのみは何ぞや。鮑照の文才は、當時第一爲るも、宋書既に文苑傳無し。何ぞ列傳に立てざるや。乃ち亦た僅かに臨川王義慶傳内に於いて之を附見するのみ。既に義慶傳に附す。又全て其の河清の頌一篇を載せ、幅を累して盡さざるは、客に喧しく主を奪ふに幾からずや。文帝潘淑妃最も寵有り。元皇后薨ざる自り後、六宮に主無し。潘内政を總攝す。其の子の濬寵を待みて怙惡す。帝將に

之に死を賜はんとす。言を妃に漏らす。妃は以て濬に告げ、遂に元凶劾の弒逆の禍を促成す。此れ豈に載せざるを得んや。而れども宋書は並びに潘淑妃傳無し。尤も疎漏を見ず。而も八志中却って符瑞一門を増す。徒に荒誕を滋す。且つ又専らは劉宋一代を記さず。并せて羲農以來傳ふる所の怪異不經の事を擧げ、臚列して遺さざるは、更に謬悠なり。

【語注】

○汝南太守……『宋書』卷七十二南平穆王鑠傳に「索虜大帥託跋燾南侵陳・潁、遂圍汝南懸瓠城。行汝南太守陳憲保城自固、賊晝夜攻圍之、憲且守且戰、矢石無時不交。虜多作高樓、施弩以射城內、飛矢雨下、城中負戶以汲。又毀佛浮圖、取金像以爲大鉤、施之衝車端、以牽樓堞。城內有一沙門、頗有機思、輒設奇以應之。賊多作蝦蟆車以填塹、肉薄攻城、憲督厲將士、固女牆而戰、賊之死者、屍與城等、遂登屍以陵城、短兵相接、憲銳氣愈奮、戰士無不一當百、殺傷萬計、汝水爲之不流。相拒四十餘日、鑠遣安蠻司馬劉康祖與寧朔將軍臧質救之、虜燒攻具走」と有り、卷九十五索虜傳に「二十七年、燾自率步騎十萬寇汝南。初、燾欲爲邊寇、聲云獵於梁川。太祖慮其侵犯淮、泗、迺敕邊戍、小

寇至、則堅守拒之、大衆來、則拔民戶歸壽陽。諸戍偵候不明、虜奄來入境、宣威將軍陳南頓二郡太守鄭琨、綏遠將軍汝陽潁川二郡太守郭道隱並棄城奔走。虜掠抄淮西六郡、殺戮甚多。攻圍懸瓠城、城內戰士不滿千人。先是、汝南・新蔡二郡太守徐遵之去郡、南平王鑠時鎮壽陽、遣右軍行參軍陳憲行郡事。憲嬰城固守、燾盡銳以攻之、憲自登郭城督戰。起樓臨城、飛矢雨集、衝車攻破南城、憲於內更築扞城、立柵以補之。虜肉薄攻城、死者甚衆、憲將士死傷亦過半。燾唯恐壽陽有救兵、不以彭城爲慮」と有る。○參軍劉泰之……『宋書』卷七十四魯爽傳に「元嘉二十七年、助戍彭城、會世祖遣將劉泰之輕軍襲虜於汝陽、天祚督戰、戰敗被創、爲虜所獲。天祚妙善針術、燾深加愛賞、或與同輿、常不離於側、封爲南安公。燾北還蕃、天祚因其沈醉、僞若受使督切後軍者、所至輕罰。天祚爲燾所愛、羣虜並畏之、莫敢問、因得逃歸、後爲山陽太守。太宗初、與四方同反、事在薛安都傳」と有る。○青州刺史……『宋書』卷九十五索虜傳に「檀道濟至彭城、以青・司二州並急、而所領不多、不足分赴、青州道近、竺夔兵弱、先救青州。竺夔遣人出城作東西南塹、虜於城北三百餘步鑿長圍、夔遣參軍閻茂等領善射五十人、依牆射虜、虜騎數百馳來圍牆、牆內納射、固牆死戰。

虜下馬步進、短兵接、城上弓弩俱發、虜乃披散。虜遂填外塹、引高樓四所、蝦蟆車二十乘、置長圍內。夔先鑿城北作三地道、令通外塹、復鑿裏塹、內去城二丈作子塹、遣三百餘人出地道、欲燒虜攻具。時回風轉爛、火不得燃、虜兵矢橫下、士卒多傷、斂衆還入。虜填三塹盡平、唯餘子塹、蝦蟆車所不及。虜以撞攻城、夔募人力、於城上係大磨石堆之、又出於子塹中、用大麻繩張骨骨、攻車近城、從地道中多人力挽令折。虜復於城南掘長圍、進攻逾急。夔能持重、垣苗有膽幹、故能堅守移時。然被攻日久、城轉毀壞、戰士多死傷、餘衆困乏、旦暮且陷、檀道濟・王仲德兼行赴之」と有る。○徐州刺史：—『宋書』卷九十五索虜傳に「嗣率大衆至虎牢、停三日、自督攻城、不能下、回軍向洛陽、留三千人益鄭兵。停洛數日、渡河北歸。虜安平公等諸軍從青州退還、逕趨滑臺、檀道濟・王仲德步軍乏糧、追虜不及。道濟於泰山分遣仲德向尹卯、道濟停軍湖陸。仲德未至尹卯、聞虜已遠、還就道濟、共裝治水軍。虜安平公諸軍就滑臺、西就鄭兵、共攻虎牢。虎牢被圍二百日、無日不戰、德祖勁兵戰死殆盡、而虜增兵轉多。虜撞外城、德祖於內更築三重、仍舊爲四、賊撞三城已毀、德祖唯保一城、晝夜相拒、將士眼皆生創、死者太半。德祖恩德素結、衆無離心。德祖昔在

北、與虜將公孫表有舊、表有權略、德祖患之、乃與交通音問、密遣人說鄭兵、云表與之連謀、每答表書、輒多所治定。表以書示鄭兵、鄭兵倍疑之、言於嗣、誅表。虜衆盛、檀道濟諸救軍並不敢進。劉粹據項城、沈叔狸屯高橋」と有る。○文帝潘淑妃：—『宋書』卷四十一文元袁皇后傳に「後潘淑妃有寵、愛傾後宮、咸言所求無不得、后聞之、欲知信否、乃因潘求三十萬錢與家、以觀上意、信宿便得。因此恚恨甚深、稱疾不復見上。上每入、必他處回避。上數掩伺之、不能得。始興王濬諸庶子問訊、后未嘗視也。后遂憤恚成疾。元嘉十七年、疾篤、上執手流涕問所欲言、后視上良久、乃引被覆面。崩于顯陽殿、時年三十六」と有る。

【現代語譯】

歴史書の立傳は元來何でもかんでも立てることはしない。例えば漢書の一部では、王子以外では二百四十人餘りだけであり、現在まで無二の良史である。『宋書』は繁雜な言葉が多い。そうであるのに立傳はとても少ない。例えば、汝南太守の陳憲が魏の太武帝が懸瓠城を來襲するにあたって、憲は全力を盡くして固く守った。矢や石は止む事が無く、城中では戸で防いで水を汲んだ。敵軍の死體は城壁と

同じぐらゐに高く積み上がり、敵軍はその上を登って攻めた。白兵戦で約四十日間防ぎ、とうとう魏軍は退却した。

また參軍の劉泰之は千餘騎で魏の軍隊を襲撃した。數百里に涉って戦い続け、三千人を殺した。敗れても屈服せず、死を撰んだ。青州刺史の竺靈夔は、東陽の守備にあたり魏師から防御した。三四回絶體絶命の危機に陥ったが、とうとう城を守りきった。徐州刺史の王仲德は虎牢を守った。

魏軍が二百日もの間城を包圍して攻めた。(晝夜戦い續けたので)兵は眼を患い、(兵糧が盡きたので)體は乾ききり、傷をおった者も血が出るのがなかった。(それなのに)檀道濟たちは決して救おうとしなかった。とうとう城が陥落したが屈服せず、その後魏で死亡した、というような人々は、將軍たちの中でも忠義と勇氣のある人物である。どうしてそれぞれに傳を立てないだけの理由などあるうか。それなのに陳憲は南平王鐔傳の中に書かれているのを見る事ができるだけであり、劉泰之たちは、索虜傳で見ることができるだけなのは、どうしてなのか。鮑照の文才は、當時としては第一であったが、『宋書』には文苑傳は設けていない。(それならば)どうして列傳を立てないのか。これもまた臨川王義慶傳内で鮑照について書かれているのを

見ることができるだけである。すでに義慶傳に付隨させていながら、鮑照の「河清の頌」一篇を全て載せて、紙面に絲目をつけないのは、客に對して騒ぎ立てて主人の座を奪っているようなものではないか。文帝潘淑妃は最も寵愛を受けた。元皇后がなくなつてから、皇后の奥御殿に主はいなくなつた。(そこで)潘が内政を掌握した。その子の濬は寵愛をよいことに惡逆を盡くした。(そのため)皇帝は死罪に處そうとした。しかしそのことを妃に漏らしてしまつた。妃は濬に告げたため、とうとう大惡人の劉劭の反逆の禍を招いてしまつたのだ。このことをどうして記載しないことができるうか。そうであるのに『宋書』は潘淑妃傳もないのは最大の缺點である。しかも八志では、逆に符瑞志を創るなどということをして、荒唐無稽さを増している。その上、劉宋一王朝の事跡だけを記録しているのではない。更に伏羲や神農以降に傳っている不思議な事や道理に合わないの事を擧げ、遺さず列記するのは、ますますとりとめない事である。

(關 清孝)